

総務常任委員会要点記録

日 時： 令和7年6月16日（月）
午前10時02分～午後3時03分
場 所： 第一委員会室

出席委員 (5人)	委員長	小林憲一	副委員長	いちち 恭子
	委員	藤條たかゆき	委員	池田けい子
	委員	いいじま 文彦		

出席説明員	企画政策部長	鈴木 誠	行政サービス・アセット担当部長 (兼) 総務部参事	松田 隆行
	健幸まちづくり担当部長	堀 仁美	企画課長	小形 雄一郎
	健幸まちづくり担当課長事務取扱			
	行政管理課長	大島 亮弥	資産活用担当課長	萩野 健太郎
	情報政策課長	加藤 広二		
	総務部長	藤浪 裕永	総務契約課長	横倉 妙子
	防災安全課長	柚木 則夫		
	市民経済部長	磯貝 浩二	課税課長	齋藤 友美雄
	市民課長	松下 恵二	経済観光課長	麻生 孝之
	商業・観光担当課長	加藤 大輔		
	会計管理者	岩本 俊行		
	(兼) 会計課長			

案 件

件 名		審 査 結 果
1	第48号議案 多摩市市税条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
2	特定事件継続調査の申し出について	了承

協 議 会

件 名		担 当 課 名
1	ふるさとTAMA応援寄附金及びふるさと納税の状況について	企画課 経済観光課
2	「地方公共団体情報システムの標準化・共通化」に関する進捗状況について（報告）	情報政策課
3	内閣府SIP 令和7年度前半の取組について	健幸まちづくり担当 高齢支援課 道路交通課
4	「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」（改訂素案）について	行政管理課
5	アセットマネジメント計画の骨子について	資産活用担当
6	東寺方複合施設整備の進捗状況について	資産活用担当
7	多摩市公契約条例の実施状況等について	総務契約課
8	「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置」及び「インフレスライド条項・全体スライド条項・単品スライド条項」の市の対応について	総務契約課
9	多摩市地域防災計画改定の進捗について	防災安全課
10	法改正による戸籍への振り仮名表記について	市民課
11	令和6年度マイナンバーカード交付状況	市民課
12	多摩市食プロジェクト「多摩市アイスランド風まちバル」について	商業・観光担当
13	公開30周年記念 映画「耳をすませば」上映会&トークショーについて	商業・観光担当
14	令和4年度～令和6年度までの多摩センター地区社会実験まとめ報告	商業・観光担当
15	令和6年度基金運用実績について	会計課

16	収納代理金融機関（山梨中央銀行）の指定解除について	財政課 会計課
17	常任委員会の2年間のテーマについて	—
18	行政視察について	—

午前10時02分開議

○小林委員長 ただいまの出席委員は5名である。定足数に達しているので、これより総務常任委員会を開会する。

○小林委員長 本日配付された委員会及び協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査はお手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、第48号議案多摩市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○磯貝市民経済部長 本件は、令和7年度税制改正により地方税法等が改正されたことに伴い、それに伴う市税条例の改正をご提案させていただくものである。詳細については課税課長よりご説明をさせていただく。

○斎藤課税課長 資料であるが、提出予定議案説明資料の中の令和7年第2回多摩市議会定例議会提出予定議案をご覧いただきたいと思う。こちらの中の8ページに市税条例の改正の概要があるので、そちらをご覧いただきたいと思う。

本案件について、主な改正点というところで4点挙げさせていただいた。

まず1点目である。個人市民税の特定親族特別控除の創設及びこれに伴う関連規定の整備というところである。この特定親族特別控除として、58万円から95万円までの控除を新設した。もともと特定扶養控除というのがあるが、58万円を超えると特定親族特別控除が適用されていく。58万円から95万円、給与所得控除を含めていくと160万円まで控除額45万円が継続される。先ほどの給与所得控除と合わせた160万円を超えていったところでも段階的に減っていく。

2点目については、固定資産税の特定マンションの特例における申告手続の見直しである。こちらについては令和5年の税制改正で創設されたものである。特定マンション長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額手続措置において、マンションの区分所有者から申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できると改正されたところである。本特例については、令和9年3月31日まで特例率の3分の1を2年間延長したいと考えている。

3点目、たばこ税についてである。加熱式たばこに係る課税標準の特例というところである。現在重量と価格によ

って紙巻きたばこの本数に換算している課税方式について、重量のみで換算する方式に見直すとともに、一定の重量以下のものは1本をもって紙巻きたばこ1本と換算する仕組みとする予定にしている。

なお、激変緩和措置として、令和8年4月1日以降と令和8年10月1日以降の2段階で課税方式の見直しを実施するものである。なお、これ以外について市たばこ税の改正はない。

4点目、公示送達制度の見直しである。公示送達の方法に、公示事項についてインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置を追加するものである。こちらについては、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が改正されたことにより、公示送達をする際にインターネットを通じて閲覧することができるよう改正されたものである。これによって地方税法においても市税条例においてもインターネットを使った公示送達ができる規定を追加させていただいた。

なお、公示送達についてであるが、そもそも通常個人市民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税は納税通知書をお住まいの住所に送付している。しかし、中には住民票はもとよりその所在がわからず、納税通知書が送達できない状態になることがある。このようなときに多摩市では、告示板に掲示することで掲示して8日に送達したとみなす制度である公示送達を用いている。このインターネットによる方法が加わるわけであるが、この条文については、本条例改正条例の附則の中で第18条、実はこの条文が18条に該当するが、この施行日については公布の日から起算して3年と3月を超えない範囲内において政令で定める日と規定している。これにより、この規定について公布はなされるわけであるが、施行自体はまだ行われず、整理をついた後公布という形になっている。

以上が、市税条例の一部を改正する条例の説明である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。いぢち委員。

○いぢち委員 今回の税法改正に伴う条例の改正であるが、特に1から3の3つの改正について、今後市民の皆さんの納税状況にどのような影響が出るのか、あるいはどのように変わっていくのか、現時点でもし見込みや予測が立っておられたらお伺いしたいと思う。

○斎藤課税課長 1から3のところというお話があったので、順を追ってご説明したいと思う。

まず1点目の個人市民税の特定親族特別控除の創設等であるが、正直こちらは影響が見えていない状況である。

そのため、実際に始まってみないとどうなのかを申し上げることは難しいと考えている。

2点目の固定資産税の特定マンションの特例における申告の手続の見直しというところである。今までの2年間この制度があったが、今現在のことによる減額措置を取っているという状況はない。先ほども都市計画課の住宅担当に確認したところであるが、まだ申し込みがあるとは伺っていない状況である。そのため、多摩市の市税収入に関する影響は今のところ見られないものと考えている。

たばこ税についてであるが、加熱式たばこについて本数換算を変更しているものである。今まで重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算していたが、価格というところが消えてくるので、当然その分市税収入は上向きになってくるかと思う。ここについても、今後どのくらいの購入が出てくるのかを見定めていきたいと思っている。

○いぢぢ委員 現時点ではなかなか予測の難しいところを説明していただいた。今こういった社会状況で、市民の方々は税の支払い等についても非常に敏感になっておられる。このことで市から大きな発信ができることではないかも知れないが、市民生活に大きな影響が出る場合はきめ細やかな発信をお願いしたいと思っている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。池田委員。

○池田委員 2のマンションのことについて、今申し込みがないと言われていたが、この手続の見直しというのはどういうことなのか。申請書の提出がない場合でも特例で適用できるように変更されるということであるが、その説明をお願いしたいと思う。

○齋藤課税課長 言葉が足らなくて申しわけなかった。ちらについては、基本的にもともとの要件がある。要件としては、建築20年以上が経過しているマンションであり10戸以上のマンションであること、大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていること、長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するため必要な修繕積立金が確保されていることというのがある。その条件に当てはまったものがまず市にやってくるが、ここでやっている見直しというのは、仮にマンションでそういう大規模改修工事をやったとなったときに、実は今までマンションの管理人は申し出人となれなかったが、代表として管理しているマンションの管理人も申し込みができるように改めたところである。

○池田委員 管理人が申し込むわけではなく、管理会社ということでおろしいか。

○齋藤課税課長 結構である。管理会社が申し込むという形になるかと思う。

○池田委員 個々の所有者ではなく管理会社が一体としてそのマンションの申請ができるということで、申請書の提出がない場合でもというのは区分所有者からであり、管理会社はきちんと申請をしなくてはいけないという理解でよろしいか。

○齋藤課税課長 言われるとおり、もともと区分所有者が申告をしてほしいという制度だった。その区分所有者というところの枠を広げ、マンションを管理している管理会社の管理人等からも申し込みができるという広がりをつくったところである。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第48号議案多摩市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第2、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は、別紙のとおり申し出ることにしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

この際暫時休憩する。

午前10時16分休憩

(協議会)

午前10時16分開議

○小林委員長 ここで協議会に切り替える。

それでは、協議会の1番、ふるさとTAMA応援寄附金及びふるさと納税の状況についてを議題とし、市側の説明を求める。

○鈴木企画政策部長 それでは、1件目のふるさとTAMA応援寄附金及びふるさと納税の状況について、令和6年度の状況等がまとまりたのでご報告させていただく。

詳細は企画課長からご説明申し上げる。

○小形企画課長 それでは、資料については協議会1の資料をご覧いただければと思う。

本市では、平成27年11月からふるさとTAMA応援寄附金という名称で一定額以上の寄附をいただいた市外の方を対象にして本市への訪問に直接結びつくような返礼品の贈呈をして、来街促進、本市への親しみ醸成あるいは地域活性化に取り組んできたところである。令和5年度からはふるさと納税制度を来街促進にとどまらず産業振興にも生かしていくということで、現在は経済観光課が中心になって取り組んでいるところである。令和6年度の実績がまとまったので、ここでご報告をさせていただく。

まず1番の表の一番下段になる。令和6年度の寄附金の受け入れ実績については1,045件、金額にして4,736万2,000円余といった形になり、前年度に対して件数では331件、金額では2,121万9,000円余りの増となっている。

また、こちらは今年度に入ってまだ2か月余りであるが、2番でこの5月末までの受け入れ実績を記載させていただいている。こちらは前年度について書いていないが、前年度13件だったものが今年度については2か月で72件、金額についても138万円だったものが247万円という形で、昨年度よりは比較的早い段階で受け入れがふえているところである。ただ、ふるさと納税はご案内のとおり年末にかけてかなり駆け込みで寄附があるので、こちらについてはあくまでも参考にお見取りいただければと思う。説明は以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。いいじま委員。

○いいじま委員 令和5年度から来街促進のみならずということで経済観光課に担当していただいて、令和6年度を見ると令和5年度からかなり大幅に伸びているかと思うが、その辺の要因として何かあれば教えていただきたいと思う。

○麻生経済観光課長 令和5年度から令和6年度にかけてさらに1.8倍ほどふるさと納税の金額が上昇したということである。一つには、コロナ禍明けでお出かけになる要素がふえてきたと所管としては捉えているところである。あとは、ふるさと納税の返礼品について、市内事業者さんに対して私たちの商品をふるさと納税にしてもらえないかという公募をしているので、そういった点数がふえてきたことも一つの要因かと捉えているところである。

○いいじま委員 非常にふえてきているということで、本当にありがたいなと、よくやっていたいなと感謝している。要因の2つ目で、返礼品を市内の事業者さんに公募しており、そちらの件数もふえてきているということであるが、事業者さんの中には、とりあえず試しにどうかということで返礼品をやっておられるようなところもあるかと思うが、そういった事業者さんに返礼品を続けていただくに当たり、市からそういった事業者さんへのフォローを何かしているのかどうかお伺いしたいと思う。

○麻生経済観光課長 こちらにお申し込みいただいた業者さんには逐次こちらからも連絡をして、商品のさらなる開発、件数をふやすこと、ご心配の点といったところについて聞き取りをさせていただいている。その中では一旦試しでやってみたが順調だからもう少しふやしたいというような返礼品もあるので、そこは逐次業者さんとやり取りをさせていただいている状況である。

○いいじま委員 これだけ伸びてきているので、制度のよしあしは別として、ぜひこの調子で頑張っていただきたいなと思っている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。藤條委員。

○藤條委員 このふるさと納税の経過が前年比倍々でふえているのは非常に良い傾向かと思う。多摩市のふるさと納税のページを見ると、メニューは結構たくさんあるが、サムネイルに少しあわせたりするものがある。例えばサンリオの返礼品だと、サンリオピューロランドの写真がたくさん並んでいるのがバッと出てきて、これにどういった違いがあるのかは一個一個文字で見てみないとわからなかつたりする。ふるさと納税で結構すごい税収があるところは、このサムネイルにものすごい工夫がされていて、納税しようとする方にとってすごくわかりやすい表示にされている。この辺り、もう少し工夫の余地があるかと思うが、その辺で民間に委託しているところとどういったやり取りをされているのか、今後のことについて伺いたい。

○麻生経済観光課長 今ふるさと納税ポータルサイトを2つほど契約させていただいている。一つが「さとふる」、もう一つが「ふるさとチョイス」である。それぞれポータルサイト会社の基準というか指定の様式があり、そこにデータを載せていくようになっているところである。今サムネイルが見にくいくらいであるので、どういったことができるか、委託業者さんと今後お話をさせていただきたいと思う。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会の2番、「地方公共団体情報システムの標準化・共通化」に関する進捗状況について（報告）を議題とし、市側の説明を求める。

○鈴木企画政策部長 それでは、議題の2番目、「地方公共団体情報システムの標準化・共通化」に関する進捗状況についてご報告させていただくものである。現在本市で取り組んでいる情報システムの標準化・共通化の対応について、全国の状況、本市の現時点での対応状況、そして特定移行支援システムに対する対応状況等についてご説明申し上げるものである。詳細については情報政策課長からご説明申し上げる。

○加藤情報政策課長 資料に沿ってご説明をさせていただく。多摩市における地方公共団体情報システムの標準化・共通化の対応について、3月の総務常任委員会でご報告させていただいた内容からの進捗部分のご報告である。

1の全国の状況としては、令和7年4月にデジタル庁から、約3割の自治体が特定移行支援システムを有しているという発表があった。また、多摩市の福祉総合システム提供事業者でも、リソース不足により複数の自治体で本市と同様期限までの移行が困難になっていることがわかつてきたところである。また、先月末にシステム標準化に係る運用経費の増大が全国的な課題というところを受けて、東京都と市区町村で連携して国に対して運用経費に係る財政措置等に関しての共同要請をしているのが全国の状況である。

本市におけるこれまでの対応としては表のとおりであり、令和6年度末から令和7年度に関しては投票管理システムと健康情報システムについて無事契約締結をさせていただいているところである。

昨年度から課題となっている特定移行支援システムに対する対応としては、福祉総合システムについては現行事業者から令和9年11月頃であれば対応可能であるというめどについてご連絡・ご提示があった。介護保険システム及び学務システムについてはいまだ明確に情報が取れておらず、引き続き情報収集を進めているところである。

2ページ目の標準化のスケジュールに関しては、今説明させていただいた内容を表形式でまとめた内容となる

ので、説明は割愛させていただく。以上、ご報告である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。いちち委員。

○いちち委員 いただいたこの資料によると、今回こうした特定支援システム、つまりうまくいっていない、稼働に乗せられないシステムが残ってしまっているということであるが、それに関して特定の事業者名が挙がっている。この事業者特有の何らかの問題があるのか、それについて例えば事業者側から何らかのフィードバックなり、あるいはこちらもトラブルとは言わないがうまくいっていないわけであるから、そのことに対して何らかの手当てと言うと変であるが、措置というか何かあるのか、そのところをお伺いする。

○加藤情報政策課長 今ご質問いただいた内容の事業者側の責任というか状況というところでは、全国的に対応している中で、先般介護保険システム、学務システムを提供している事業者に関しても、今回福祉総合システムを提供している事業者に関しても、多くの自治体を抱えている中で人的リソースが不足してしまうような状況が発生しているとお伺いしている。そこについての補償というか事業者側の対応としては、全国的な課題という中で個別のところでの補償対応というのはなかなか難しい部分があり、こちら側としてもそういう状況も踏まえた上で補償を求めるのもなかなか難しい部分もあるかと考えている。

○いちち委員 もう1点、運用経費の増大についても少しご説明をいただいた。要するに、新しいシステムに全部乗せられないので、複数の古いものと、新しいものに変わったところは新しいもので走らせている。本来であれば一つでできるところが、そのような状態になっているので経費がかさむという理解でよろしいか。

○加藤情報政策課長 先ほどお伝えした運用経費の増大に関しては、現行のものと標準化後のものが並走するためにかかる経費の増大というよりは、標準化移行後の経費の部分で全国的に経費が増大する見込みがここで見えてきた中で共同要請をさせていただいたということである。もちろん現行システムと標準化移行後のシステムを並行することによるコストは一定発生するが、その部分ではなく、全てを標準化移行しても運用経費が増大するような状況となっていることでの共同要請をさせていただいたところである。

○いちち委員 運用経費の増大に関しては、いずれかの時点である程度確実な数字をお示しいただけるのか。

○加藤情報政策課長 全体費用の現状との比較がなかなか難しい部分もあるので、そういう形で完全にお示することはできないかも知れないが、可能な限りでご提示をさせていただくようにしたいと思う。

○いぢち委員 何にせよコストパフォーマンスが良くなるということもこの標準化の目的の一つに含まれていたと思うが、現状なかなかうまくいっていない。再三再四私たちも財政の厳しさについてはご説明を受けているところで、国や都に対しいろいろな働きかけをして財源措置などを求めていただくというのはこれからもぜひよろしくお願ひしたいと思う。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会の3番、内閣府S I P 令和7年度前半の取組についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○堀健幸まちづくり担当部長 それでは、ご説明させていただく。資料は、協議会3、内閣府S I P 令和7年度の前半の取組についてという資料になる。

冒頭のページから6ページまでは以前もご紹介しているが、包摂的コミュニティプラットフォームの構築の体制についての記載となっているので、この辺りは飛ばさせていただく。

飛んで7ページをご覧いただければと思う。7ページのところには、開発ロードマップということで、令和5年から令和9年までのロードマップが簡潔に書かれている。今取り組んでいるS I Pの事業自体は令和5年度から始まり、現在3年目となっている。多摩市が協力を始めたのは昨年度、令和6年度からとなっている。今年度は、サービス実証やたま広報など、地域の情報と声かけロボットの連携などを行っていくこととなっている。

次に、11ページをご覧いただければと思う。今回の自動走行モビリティサービスについては、近隣のスタッフが常駐するモビリティステーションからご自宅まで無人でお迎え、目的地まで行き、目的地での用件が終わったら改めてモビリティが迎えに来てご自宅までお送りするようなサービスとなっている。

13ページからが今年度前半の取り組みのご紹介となっている。まず1点目であるが、移動についての不安や課題についての市民ワークショップである。

14ページをご覧願う。こちらは既に行っており、先日

6月4日に諒訪地区市民ホールと豊ヶ丘地区市民ホールで実施した。いずれも10人前後の方がご参加され、お住まいの地域の地図をご覧になりながら、筑波大学をはじめとする大学生がグループディスカッションに一緒に入り、多世代でお話を楽しみつつ、地域での生活における移動についてのご意見などをいただいている。その中ではモビリティや声かけロボットについて率直なご意見をいただいた。例えば直接見ていただいた方にはわかるかと思うが、今は角があるようなデザインとなっているので、例えば角が取れたデザインにしたほうが乗りやすいのではないか、前に座る方についてはやはり何かつかまるところがないと心配だというご意見等があった。

2つ目が15ページになる。こちらは、貝取・豊ヶ丘商店会周辺の店舗や地域団体の幾つかにご協力をいただき、例えばご自身のお店のお客さんがご自宅からご自身の店舗に来られるのにこの自動走行モビリティのサービスを利用した場合どうだろうかということなどを含めて、このモビリティについてのご意見をいただくと伺っている。これは7月に実施予定と聞いている。

続いて3点目が、16、17ページになる。7月後半から8月前半の2日間で、まだ日程は決まっていないが、前回2月に永山でやったように、今回は貝取・豊ヶ丘商店会周辺での技術実証を行う予定となっている。永山とまた少し遊歩道についても環境が異なっており、今回スロープやもう少し根上がりがある部分なども走行できるかの確認をしたいと思っている。

17ページに、現時点におけるルート案がある。現状遊歩道は貝取の郵便局あたりから医者村橋を渡り、スロープを下りて豊ヶ丘複合施設のあたりまでの間を走行する予定である。また、調整中であるが、赤い部分や青色の線の部分として、団地内の通路や車道わきの歩道についても走行できるか技術実証を検討しているところである。

なお、今年度後半については、また検討が進んだらご報告できればと思うが、全体のサービス実証ができればと考えていると聞いている。ご説明は以上となる。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。いいじま委員。

○いいじま委員 今回移動の課題を克服し、高齢者や障がい者の自立を促進する外出支援サービスの開発ということで取り組んでおられ、資料の7ページ、開発ロードマップがあり、その下の図であるが、自宅からスーパーやコンビニ、公園に移動する、図書館、公民館、友人の家から郵便局、銀行に移動するという図があるが、この

中に病院・医療機関が入ってない。高齢者の方や障がいの方には必須になってくるのではないかと思うが、その点はどうお考えかお聞きしたい。

○堀健幸まちづくり担当部長 確かにこの絵の中には記載がないが、実際にはもちろん高齢者施設や病院・医療機関への通院などについての利用も想定されている。先日の市民ワークショップの際にも、地図を広げながら来ていただいた市民の方に、いつも通っている病院はどれぐらいの距離にあるかを確認させていただき、実際の住民の方の利用状況というか、地域のどこまで出かけているかという部分も少し確認している。そこも踏まえて検討を進めている状態である。

○いいじま委員 当然考えておられると思うが、その中に入っていたいなかったので指摘をさせていただいた。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。いぢち委員。

○いぢち委員 よくわからないが、13ページ、まず6月から7月に地域団体の協力を仰いで意見交換を実施する。(3)のところでは実証実験を行う。この実証実験については(2)のところで来ていただいた地域団体の皆さんがあなたに乗るということなのか、そうではなくスタッフが実証するのかを確認させてほしい。

○堀健幸まちづくり担当部長 2番はどちらかというと1番とセットになっており、1番は、6月4日に実施した市民のワークショップ、利用される住民の方の視点でのワークショップということでご意見を承っている。2番は、実際にその行き先になり得る、例えば病院、今回歯科医院さんにもご意見を伺うことにしてはいるが、あとは店舗さんといった側で、もしお客さんがこういうのを見たらどうであるかをお伺いしたいということでの意見交換と伺っている。3番の技術実証であるが、今回は見学に来られた方でご希望があれば、スロープなどは除き、通常のルートというか遊歩道を走る分には試乗が可能のように今調整をしている。

○いぢち委員 そういう将来一般ユーザーとなられる可能性のある方にぜひ試していただきたいと思う一方で、時期が7月下旬から8月上旬、要するに非常に暑いであろう時期である。ご承知のとおり全く遮るものない道であるし、もちろんスタッフの皆さんも大変だと思うが、それ以上にそういう普通の方にも試乗していただくとなると、この時期ではないほうがよいかと思うところで、なぜこの時期なのか、必然的な理由があるのか、もう少し気候の穏やかなところに変えられる可能性はあるのかを伺う。

○堀健幸まちづくり担当部長 理由としては、幾つかある。今年度の秋ぐらい、それこそ気候が落ち着いたぐらいのタイミングで実際にユーザーさんに声かけロボットと、自動走行のモビリティ、あと排尿支援サービスについて併せて利用してもらうような全体のサービス実証を考えている。その前段として、今回まず道の技術的な問題がないか、要はどういった遊歩道であっても走れるかどうかの確認をするという意味合いで、全体のスケジュールの中でのここという部分と、あと前回2月の真冬にやっており、少し極端であるが、今回暑い時期の利用を踏まえてといったこともある。今回熱中症対策としては、現在詳細は検討中であるが、屋根をつけられないかということで今警察とも調整をしており、日差しを遮るような形での乗車が可能かどうか現在検討しているので、引き続き熱中症対策の件については担当のSIP側ともよく話し合って支障のないようにしたいと思っている。

○いぢち委員 時間帯もまさか昼間の1時、2時ではないだろうと思いたいが、それにしても最近は朝10時、11時でも結構夏は暑いということと、特にこれが走るところは下が完全にアスファルトなり何なりで土ではないから、近年猛暑の中で特に足元から上がってくる暑さもある。屋根のことはぜひ検討していただきたいのと、私はできれば、今のスケジュールを伺ったが、一般の方にも試乗していただくなら、暑い時期の実証というのもわかるがご配慮いただきたいのと、あと例えばこういったことは集まって、さあ、これからこのようになる、こういったことにご注意願うというような前振りは絶対必要だと思うが、例えば極力屋内でやっていただいて出たらすぐ戻る等、そこは工夫や配慮をお願いしたいと思っている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。池田委員。

○池田委員 今、暑さ対策ということがあったが、雨天の場合それほど大変ではないと思うが、どういった形になるのか。

○堀健幸まちづくり担当部長 もともとの屋根の設置自体は、雨の走行を予定しての屋根ではあるが、今回暑い時期ということもあり、日傘にはならないと思うが、そういう日差しを少し遮るような意味合いで屋根の利用を予定している。実際に雨天でどの程度までいけるかを今確認中であり、あまりにも雨が強い場合はさすがにその日 자체は中止で翌日といった形になると思うが、その辺りは引き続き確認したいと思う。

○池田委員 では、雨天でも機械的には大丈夫というこ

となるのか。あと結構私たちに来るのは、例えば説明会でも雨天決行かという問い合わせがある。したがって、雨でもやるのかやらないのかをしっかりと記載していただいたほうがよいのではないか。こちらにも問い合わせが結構ある。あと、どの程度の雨だったらというのもきっとあると思うので、その辺もしっかりと考えていただけて、この時期は雷雨などもある時期であるので、その辺も配慮していただければと思う。

○堀健幸まちづくり担当部長 一応2月のときはあいにく雨がなかったのでそのまま決行させていただいたが、多分屋根がない状態だと機械を確実に雨から守る、バッテリーを確実に雨から守るようにカバーはし切れていないと思うので、あまり強い雨になると難しいと思う。実際に利用を開始する時点では雨の日の走行も予定しているので、おそらくそこは改善されるものと思う。実証の段階においては2月も、もし雨天の場合は当日朝何時までに市役所ホームページに中止のご連絡をすると記載させていただき、その場合は雨天休止の予定にしていた。したがって、今回も同様に、何時までに判断をして少なくとも市のホームページには記載させていただくというような措置をとりたいと考えている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会の4番、「公共施設の使用料設定に当たっての基本方針」（改訂素案）についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○松田行政サービス・アセット担当部長 4番目から6番目の案件は行政サービス・アセット担当部長の所管となっている。それぞれ詳細について担当課長から状況等を報告させていただく。

○大島行政管理課長 それでは、協議会の案件4、「公共施設の使用料設定に当たっての基本方針」（改訂素案）についてのご説明を申し上げる。

本件については、昨年11月に多摩市使用料等審議会へ諮問を行っている。その後5回の審議を経て本年5月15日に答申を受け、その後府内での議論を踏まえ、素案としてまとめたものとなる。資料は2つあるが、まず初めの資料、2枚物の資料でご説明をさせていただく。

まず基本方針の概要というところである。本市では、平成17年3月に公共施設の使用料設定に当たっての基本方針、以下「基本方針」と言うが、こちらの方針を策定

し、施設の維持管理に関する経費などを考慮し、利用者の皆様にご負担いただく使用料について統一的な基準を設けてきた。これまで基本方針に基づく使用料改定は5回行っている。直近では令和2年4月に改定を実施している。基本方針については、平成29年5月に改訂を行っており、今回が2回目の改訂となる。

前回の基本方針改訂から8年が経過し、その間の社会情勢の変化や、コロナ禍以降のライフスタイルの変化等に合わせた適切な利用者負担と施設利用のあり方を検討するため今回基本方針の見直しをするということに至ったところである。

2番目、主な変更点である。今回の改訂に当たっては、これまでの使用料改訂による成果・課題を踏まえ、多摩市使用料等審議会で熱心なご審議をいただいた答申を受けたところである。本日ご提示している素案については、答申の内容を尊重しつつ、府内での議論を経て取りまとめたものとなる。詳細はこの後ご説明させていただくが、改訂案のポイントとしては、一言で申し上げると、公共施設をさらに有効活用していくために利用料や利用方法の柔軟性を高めるという点となる。

それでは、ここからもう一つの資料をご覧いただければと思う。今回改めた箇所のうち、文言等の修正部分を除いた部分について順次ご説明をさせていただく。

16分の5、5枚目のスライドで、基本方針の3本の柱というところである。多摩市的基本方針については、従来利用者負担の原則、共通的な使用料算定ルールの確立、無料減免規定の見直しがこれまでの3本柱であったが、今回無料減免規定といったところは一定程度整理されてきた中で、もう一歩進んで柔軟な料金設定・利用方法ということで変更することとしている。

続いて、2枚後ろに行って7枚目のスライドである。こちらの表の中で、上の表の④施設の年間維持管理経費についてという項目である。こちらは新たに設けた項目となっている。従来の取り扱いでは基本方針上特段の記載はなかったところであるが、直近3年の利用状況を算定に用いることを明記するということでルールの明確化を図っているところである。また、コロナ禍での経験等を踏まえ、天災や感染症の流行等により平年と異なる状況があった施設の利用状況が異なる場合に、その年をこの使用料の算定の基礎から除くことができるという考え方を明記したものである。

続いて、8枚目のスライドである。中段から下のあたりのところに米印がある。こちらについては、審議会の

議論の中で物理的な空間だけではなく近年オンライン上のコミュニティ、集える場所がふえている中で、そういったものも比較する必要があるのではないかというご意見をいただいたところである。その反映の仕方としては、オンライン上に無数にあるそういうコミュニティと比較するのはなかなか難しいということもあるので、今回の基本方針においては、オンライン上のコミュニティは比較の対象外とするということで明記している。

続いて、10枚目である。(5)指定管理者導入施設における取り扱いというところであるが、これもこれまで特段の記載がなかったところであるが、実際の現在の取り扱いをここに明記しているところである。指定管理者については、条例上に使用料の上限を定め、その範囲内で利用料金を定めることができるところである。市民・利用者の方に対し、施設にかかる経費と就労収入などについてももっとお知らせしたほうがよいということで(6)に追記、書き加えをさせていただいている。これまで算定の仕組みを公表するということで書かせていただいていたが、それ以上に利用状況等も含めて公表し、市民の方にも周知を図っていくことを明記させていただいている。

11枚目、柔軟な料金設定・利用方法。こちらは新たに柱の名前を変更したが、従来の無料・減免規定の見直しから名称も変更となったということで表記の変更を併せて行っているところである。

(1)減免基準のところである。減免基準については、減免対象となる団体において構成員が過半数を占める場合に減免できるという規定があった。人数が少ない団体等では1人やめただけで過半数から半数を超えるくなってしまうケースもあることから、「過半数」を「半数以上」ということで要件の緩和を行っているところである。こちらについては、従来から利用団体さんからそういう懸念もあるという声をいただいていたので、この機に改正させていただいたところである。

続いて、次のスライドの12枚目、(2)柔軟な使用料設定・利用方法についてである。柔軟な使用料設定と利用方法を検討していくという方向性の中で、従来利用できていた方が使いにくくならないように、こちらのパラグラフでいうと7行目一番下のところ、他の利用者や施設に支障がない範囲でその利用方法の拡大を検討することを記している。拡大の内容としては、下の表の中をご覧いただいて、「個人利用」をここで新たに項目として立てているところである。従前も施設管理者の判断で他の利用者の支障にならない範囲で認めることがで

きるとしていたが、多様化する利用ニーズ等を反映し、積極的に個人利用も導入していこうという考え方として表中に記しているところである。

また、(3)市外利用者の取り扱いというところであるが、市外利用者が利用する場合の負担率を施設使用料の算定をしたときの100%以上とすることにしている。従来は「市民の倍」というような表記をしていたが、市民の利用者の負担率が25%になっているコミュニティセンターなどでは、算定された使用料についてコミュニティの醸成等の観点から25%を利用者に負担していただくという施設になっているが、こういった施設において25%の倍額を取るとしても市外の方は当初の50%となるので、残りの50%は税の負担になる。こういったことを解消するために、市外利用の場合は100%以上いただくようにするという規定をここに書かせていただいているところである。

続いて、13枚目のスライド、(4)営利等利用への施設の一部開放である。営利等利用についても、営利等を目的とした利用の場合の負担率を100%以上とすることを原則とする。特に営利等利用への施設の一部開放については、営利等を目的とする利用についても公共施設の有効活用等の観点から一定の範囲内で認めていくことを審議会の中でもご意見として頂戴したので、考え方として盛り込んだところである。具体的な基準については今後詳細を検討していくが、料金としては市民利用の倍額。市外の団体の場合は、市民利用の倍額を先ほど市外利用と申し上げたが、この市外利用の方のさらに営利というところでの倍ということで、市民利用が1,000円だとすると市外の利用は2,000円、市外の営利利用の場合はその倍の4,000円という考え方になる。

続いて、14枚目のスライド、(5)効果的・効率的な施設運営と施設の有効活用の戦略的検討に向けてであるが、施設の維持管理・運営に関する経費の効率化や利用頻度が少ない施設の原因分析と有効活用の検討を進めることを新たに追記している。これからアセットマネジメント等の観点からも、施設をさらに有効活用していくという考え方を明記させていただいている。

続いて、最後のページ、16枚目、附帯設備の使用料設定である。こちらは、これまで基本方針中に明記はなかったので、設定の考え方を記載するといったことで、現状の運用をここに改めて記載させていただいているところである。ピアノやスポーツ施設の夜間照明など、利用形態によって別途の経費が発生する場合の個別の料金設

定について書かせていただいている。こちらまでが基本方針の改定素案の内容である。

最初の資料に戻っていただきいて、今後の予定である。資料の1枚目の下のところに、パブリックコメントについてがある。また、次のページに行くと、今後のスケジュールがある。併せて説明させていただくと、パブリックコメントについては7月5日から8月12日を期間として実施する予定である。この期間中の7月下旬から8月上旬の中で市民への説明も併せて行っていく予定としている。いただいたご意見を踏まえ、8月中に基本方針を決定していきたいと考えている。9月の総務常任委員会協議会において決定の報告をさせていただければと考えている。

その後、個別の施設の使用料改定作業を行い、施設ごとの利用者の声も聞きながら改定作業を行い、3月の常任委員会において改定案の中間報告、また令和8年第3回市議会定例会での条例改正に向けてご説明等をさせていただきたいと思っている。

令和8年第3回の9月議会で条例改正の提案を行い、施行日はその1年後の令和9年10月からを予定している。周知期間を取る必要もあるので、1年後の施行を予定しているところである。また、同時期に施設予約システムの更新も検討する必要があり、この施設予約システムの更新の時期と併せて、この施行時期については若干流動的な要素も含んでいるが、現在のところはこういう流れで考えているところである。説明が長くなり申しわけないが、以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。いいじま委員。

○いいじま委員 減免基準のところであるが、構成員の半数以上を中学生以下の児童・生徒が占める団体が利用する場合、2分の1減額、これが当たり前のようにずっと2分の1減額で続いているが、子ども真ん中を言っている多摩市が、ここを2分の1ではなくもっと減額するといった議論はなかったのかお聞きしたい。

○大島行政管理課長 子どもについては払っているのは親ではないかというご意見があり、それよりも大学生やもっと若い世代の人に使ってもらうような工夫が必要なのではないか、若者減免を考えたほうがよいのではないかというご意見を頂戴したところである。一方で、多摩市の公共施設の使用料がかなり安い額であるというご意見もあり、若者でもやはり利用と負担の関係をきちんと理解していただいた上で、減免という考え方もあるのか

もしれないが、お支払いいただくものはお支払いいただきながら使っていただくことが必要なのではないかということで、今ここは2分の1とさせていただいている。

○いいじま委員 子どもたちのスポーツ団体・文化団体も、少子化もあるのか人数が減ってきてているところが多くて運営も厳しく、そういうたたきが負担になってきているという話を聞くし、また他市では子どもたちの使用に関しては免除しているような市もあるようであるので、そういうことをご議論いただいているということであれば、考えていただけたらと思ったのが一つである。

あと一つ、この間私は一般質問で部活動の地域展開の話をさせていただいた。今後の話になるかもしれないが、そうすると地域クラブ活動として地域展開をお願いしている団体が公共施設を使うようなことも出てくると思う。そういうときにはこの基準をまた新たに見直すようなことになるが、この基準の範囲内でいくのか、またそれはそれで考えて何かルールを決めていくようになるのか、もしわかれればお聞きしたいと思う。

○大島行政管理課長 部活動の地域移行についてはこれから議論が進んでいくところかと思っているが、ご指摘いただいたとおり、そこはまた施設を有料にするとそれが利用者さんに跳ね返ってくるようなところもあるので、その辺は今後部活動の地域移行の議論を進めていく中で、公共施設の利用についても併せて考えていく必要がある、ここに書いてある減免基準以外のところでも施設管理者や市長が特に認める場合には減免等ができるのでそういう考え方の中で整理していくのか、また8年後の基本方針ではそういうことを踏まえて改定していくのかといったところを今後検討していくかと思っている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。藤條委員。

○藤條委員 施設予約システムの改修も予定されているということであるが、私、昔はよく借りていたのであるが最近借りていなくて料金の支払いがどうなっているのか把握してなかったが、現地に行くと料金支払いシステムの機械が新しくなっているのは結構見かけた。若い子どもたちが施設を予約して利用しようと思ったときに、料金の支払いがオンラインでできたり、キャッシュレスにも対応しているのか。機械を新しくしてシステムもこれから新しくするときに、どういった部分でシステム改修が必要になってくるのか。

○大島行政管理課長 システム改修が必要というの現行のベンダーから令和10年までで提供を終了するとい

うお話があったと聞いている。そのため、今施設予約システムの更新について検討を行っているところである。今G o v T e c h 東京などでも都内共通で公共施設予約システムを全自治体が入れている。そういう共同調達のような形のシステムがあるので、こういったものの利用を今検討しているところである。

○いぢち委員 今のことに関連して、今回個人利用もということである。今のところ団体でしか借りることができず、最初に団体登録をする。大体2年で更新であるが、今のところこれは全部窓口である。こういったことを例えれば今後はオンラインでできるようにという考え方ができるのかどうか。今は団体登録でメンバーも別に保存はされないが一回見せてほしいということで役員の一覧表や会員の名前と住所を簡単に、要するに多摩市民がどのぐらいいるのかを見せることが必要になっている。個人利用に広げる場合はどのぐらいのレベルで例えばそういうことを行うのか。この2点お伺いする。

○大島行政管理課長 1点目は、システムということではなく団体登録の確認方法である。多分団体としての登録の確認は施設ごとに行っているかと思うので、そこをオンラインでできるようにするかどうかは施設ごとに考えられる範囲かと思っている。システム改修とは別に、団体登録をオンライン上でできるような仕組みは整えられるかと思っている。例えばL o G o フォームのようなものを今使っているが、そういったところに名簿を添付してほしいという形でできるかと思っている。また、個人利用をどのぐらい確認していくのかといったところであるが、個人利用をどのくらい認めていくのかはやはり施設ごとに異なってくるかと思っている。団体優先であるという施設もあれば、個人利用も団体の方と同じレベルで認めていくというのもあると思う。団体優先であるという場合には、空き枠で個人の方にシステムではなく予約していただくということもある。システムを使っていただくこともあると思うが、その辺も施設ごとに考えていく必要があるかと思っている。また、審議会や府内の議論でもあったが、例えば公民館の施設で会議室やホールを個人で使うのはなかなか考えにくい、例えばギャラリーで個展を開きたいという方は結構おられたりするのでそういう場合は団体と同じような扱いでもよいのではないか。その施設の中でもこの部屋は個人利用を積極的に認める、この部屋は個人利用を認めるべきではない、そういうことを個々に判断していく。個人利用をどのように認めていくか、どう確認していくかというのは運

用の中で検討していくところかと思っている。

○いぢち委員 市としては、こういった方針あるいは方針の拡大という設定をした上で、あくまで各施設の判断でというところはわかった。ただ、利用者の立場からすると、例えば公共施設の一覧のようなものがあり、公民館に関してはそうなっている。ヴィータとベルブと消費生活センターのところ、一応切り替えはあるが1つのシステムでやれるようになっている。今後の課題であるが、利用者主体で考えたときには、例えば多摩市の公共施設を個々が管理しているとしても一括した場面から飛ぶことができる等、もう少しあわかりやすくネット上の整備もしてもらえると非常に利用がしやすいかと思っている。市民の方が愛宕コミュニティセンターを借りようとしたらだめだった、だったら東寺方コミュニティセンターというような感じで、私たちはコミュニティセンターはどこに幾つあるかわかっているが、市民の方はそうでもなかつたりするので、今後の課題としてひとつお考えいただければと思うが、それについてもしご意見があれば伺って終わる。

○大島行政管理課長 システムが使いにくくと市民の方もいらいらしたりすることがあるかと思う。今の施設予約システムでも目的別に会議をやりたいということを入れていただくと会議ができる施設はこういうものであるというのがコミュニティセンターごとではなく一覧で出てきたかと思う。今のシステムが使えなくなるといった中で、新しいシステムがどういうシステムなのか、また、市の求める仕様に適合する施設、先ほどG o v T e c h 東京と申し上げたが、必ずここを使うということではなく、使いやすいシステムなのかどうかも含めて検討していく必要があるかと思っている。ただ、多摩市独自のシステムに改修をかけていくとなるとお金もそれなりにかかるてくる、また次の入替えのときに対応できなくなってくるといったところもあるので、なるべく使いやすいシステムを選びつつ、ノンカスタマイズのような形で使っていけるとよいかと思っているところである。

○いぢち委員 お金の問題もあるので、そこは今あまりつべこべ言わないが、一つは、今後より使いやすいシステムやオンラインサービスをつくるときに、ぜひ若い方々の意見を参考にしていただきたい。彼らは、例えばスマホで見たときにインターフェースからこれだったら使いにくい、非常にリアル感覚のあるアイデアや発想がある。若い職員さんもおられると思うが、特にそういうオンラインサービス、ネットのサービスを考えるときに、

結構年配でも使いこなす方がおられるが、特にそういうネットリアル世代の意見も反映していただきたいと思っている。

○池田委員 今のことに関連して、どうしたら使っていただけるかと思ったときに、施設ごとに皆ＩＤやパスワードが違うのでとても使いにくく、次を探すときに何であったかということで皆さんとても混乱する。したがって、もっと使っていただけるようにするには、例えば一団体一ＩＤだったらパスワードも同じように共通のものを一つだけ持つていればどこでも設定できるとなれば、皆さん、この施設がだめだったらこちらの交流センター、交流センターがだめだったら地区市民ホールを探すということができると思うが、登録するたびに皆それぞれ一個ずつ違う。その使い勝手が悪いというのがあるので、もし改修するのであれば、そういうところも考えてほしい。若い人の意見も大事であるが、高齢化になってくるとたくさん覚えていかなければいけないというのはとても大変であるので、そのようなことも考慮していただければと思うが、一つの団体が一つのＩＤやパスワードで、いろいろなところにアクセスして予約できるようになるということは可能なのか。

○大島行政管理課長 施設予約システムの所管課ではないので今はつきりとはお答えできないが、現行のシステムでは多分難しいかと思う。これから入れるようなシステムでは、そういうところも含めて仕様の中で検討していくかと思う。若い方のご意見もというのもあるし、全年齢どなたでも使いやすいというのを基本に、これからデジタル社会になっていく中で、考え方としてはまず入り口のユーザーインターフェースのところから使いやすいシステムが必要だと思っている。それは若い人も使いやすいし、ご高齢の慣れていない方も使いやすいといった形のものを入れていく必要があると思っているので、導入するシステムについては、そういう視点も含めて考えていきたいと思っている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会の5番目、アセットマネジメント計画の骨子についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○萩野資産活用担当課長 協議会5、「アセットマネジメント計画の骨子について」という資料をお開き願う。

これまでアセットマネジメント計画に関しては頭に（仮称）とずっとつけてきたが、今回骨子を策定するに当たり、（仮称）は取らせていただいている。今回は骨子についてご説明をさせていただく。

おめくりいただき2ページ目、これまでの経緯をまとめさせていただいている。ご存じのとおり平成25年に行動プログラムを策定し、その流れを酌んでこれまで来たというところになる。公共施設等総合管理計画も国の求めに応じて策定している。今回、令和7年度末をもつてこのアセットマネジメント計画を策定し、令和8年度から新計画でスタートしていきたいと考えているところである。

次の3スライド目をお開き願う。前回の3月の常任委員会でも、行動プログラムの評価についてまとめさせていただいたところである。ここでまたまとめさせていただいているが、まず、数値目標（90億円）を設定することで、各施設の見直しを推進してきたという経過がある。また、2つ目として、各施設の見直し時期を示すことで市民と共有しながら取り組みを推進してきたところである。こちらは、老朽化している公共施設の更新に多額の費用がかかるという問題意識を市民の皆さんと共有することができたかと捉えているところである。一方で、施設総量や経費の縮減が印象として際立つ結果になってしまったかとも捉えている。施設の総量を縮減しなければ市の財政が立ち行かなくなるという印象を与えてしまった、際立ってしまった。また、総論として施設総量の縮減には賛同していただいたものと考えているが、各論では個別施設の縮減に反対という結果になってしまったと捉えているところである。その中で、我々、行財政運営の視点と役割機能という2つの視点を当然持つて進めてきたつもりではあったが、役割機能の視点、サービスや機能の視点を十分に伝え切れなかったかというところで、次の計画の中では役割機能を発揮できる公共施設にしていきたいと捉えているところである。

おめくりいただき4スライド目である。そのため、アセットマネジメント計画の策定に当たっては、目的としては六次総の「つながり 支え 認め合い いきいきと かがやけるまち 多摩」というところを施設政策の側面から支えることを目的にしていきたいと捉えているが、その次、目的の実現に向けた方針というところでは、先ほどの役割機能を発揮できるというところを生かして将来ニーズを見据えた公共サービス・機能を開拓、また、その前段では持続可能な行財政運営を前提に、

あくまでも行財政運営をしていきながら将来ニーズを見据えた公共サービス・機能を展開していくことをこの方針としていきたいと捉えているところである。

次のページ、5スライド目であるが、計画体系の位置づけについてご説明をさせていただく。まず最上位に多摩市総合計画があるが、その直下にアセットマネジメント計画を置きたいと考えているところである。この中には、これまであった公共施設等総合管理計画だけではなく、アセットマネジメント計画（公共施設のミライ編）、これはビジョンや構想を申し示すものであるが、こちらを掲げさせていただきたいと思っているところである。

また、その計画の下にぶら下がるものとして、こちらの公共施設等総合管理計画については公共建築物や都市基盤施設について幅広く計画で定めるものであるが、その中に公共建築物等のアセットマネジメント計画個別計画を置いていきたいと考えているところである。詳細についてこの後説明をさせていただくが、上位のアセットマネジメント計画については、都市計画マスターplanや今後策定していく立地適性化計画とローリングしていくビジョン構想になる。また、個別の計画については、児童館のあり方やコミュニティ施設のあり方、あと図書館の読書活動振興計画等、様々な各所管事業のサービス等のあり方とローリングをしていくものとして捉えているところである。

また、アセットマネジメント計画の計画期間について20年としていきたいと捉えており、中間の10年間で計画の見直しを検討していくと考えている。都市計画マスターplanがおおむね20年後の2040年代に将来像を置いているところと合わせて20年とさせていただいているところである。

おめくりいただいて、（ビジョン・構想）、現在の取り巻く状況についてまとめさせていただいたものである。公共施設を取り巻く状況としては、大きく3つあるかと捉えている。1つ目がまず自然・環境、社会情勢の変化で、こちらは昨年7月に開催した公共施設の未来に関する説明会・意見交換会の中でもご説明をさせていただいたが、昨今気候変動があったり、自然災害の激甚化があったり、人口減少と少子高齢化、また技術革新等、様々な状況があるところである。

また、2つ目の大きな柱としてポスト成熟期への対応があるかと捉えている。ポスト成熟期というのは、人口下げ止まりが定常化し、ゆっくりとした入れ替わりに入っていく時代であると捉えている。そこにふさわしいア

セットのあり方としては、一人ひとりの暮らしの質を上げることに着目をしていきたい。また、公共施設マネジメントについては、先ほどもあり、「財政健全化」と書いているが、行財政運営と同じ表現であるが、それとともに求められる公共サービス・機能を展開していく必要があると思う。また、まちづくりの視点からは、既存の公共施設を改めて都市施設として整理し直す必要があると捉えている。それによって改築・改修時に都市計画税を充当できるようにしていきたいと考えている。こちらは立地適正化計画等とも連携を図っていくところである。

さらに、次のページになるが、公共施設に関する市民ニーズを把握するためにアンケート調査を最近実施させていただいたので、そこから市民のニーズを拾っている。1つ目のポチであるが、駅前の公共施設等への機能集約化・複合化ということで、便利に利用したいというニーズが最も高かったかと捉えているところである。次いで、誰もが多目的に利用できるように、「シェア」と我々呼んでいるが、公共施設の場をシェアしていくというニーズも高かったと捉えているところである。また、公共施設に求める機能としては、全年代で防災対策の充実を求める声が高かったところである。また、年代に応じて子どもの居場所・子育て支援、高齢者になると健康福祉の推進という割合が高くなってきて各年代のライフステージに関連していると捉えているところである。また、公共施設への公費の使い方については、安全性を確保できる範囲で費用を抑えながら必要な補修や修繕をするべきであるという意見が最も多かったと捉えている。ただ、若者層に限っては、オンライン手続、民間施設の利用などに費用をかけて行政サービスを見直すべきであるという割合が高かったと捉えているところである。さらに、市民ニーズが多様化している中で、公共サービス・機能の展開は、行政だけではなく、これまで以上に民間企業やNPO、地域住民の皆様とも連携・協力しながら進め必要があると捉えているところである。

最初にご説明した駅前の公共施設等への機能の集約化・複合化というところであるが、次のスライドの8スライド目に、市内の人口動態をまとめさせていただいているところである。こちらは2010年から2025年にかけての人口の増減をそれぞれの地区に色で落としているところである。暖色系は増加率が高いところ、寒色系は減少率が高いところになる。特に駅周辺で人口増加が起こっているというところが顕著にわかるかと思う。そのため、駅前の集約化も検討していきたいと考えているところで

ある。

次のスライド、9スライド目については、先ほどの持続可能な行財政運営を前提にし、将来ニーズを見据えた公共サービス・機能の展開というところからの続きの話であるが、方針の3つの柱としてこの3つを掲げさせていただきたいと考えているところである。先ほど市民の暮らしと言ったが、市民の健幸に資する公共サービスを展開していくというところ、また、情勢変化に柔軟に対応しながら公共サービス・施設の最適化を実施というところである。3つ目が行財政運営の視点というところで、負担を次世代に先送りしないというところをこれまでと同様に掲げさせていただきたいと考えているところである。

その方向性・手法として、次に4つまとめさせていただいているところである。多様な主体、が多様な目的・分野・用途に使える公共施設の転換を進めていく、公共施設という場をシェアしていくことを進めていきたい。また、先ほどもお話ししたが、民間企業やNPO、地域住民等が所有・管理する民間施設等と連携・協力していく中で利用促進や地域活性化などにつなげていきたい、また将来の人口動態が減少していく社会であるが、ニーズの予測などを踏まえて柔軟に対応していきたい、その中で施設等の再編・再整備を検討していきたいと捉えている。また、確実に財源を確保していく必要がある。その中では、国都の交付金・補助金等を活用していくほか、低未利用地の積極的な活用も進めていきたいと考えているところである。

次のページ、10スライド目に、では、具体的に何をやっていくのだというところで、まずは幅広い考え方をここに掲げさせていただいているところである。例えば自己所有にこだわらず、民有地・民間施設の借り上げ、類似する民間サービス等への転換を検討というところ、また、各地域に所在する民間の集会施設等との連携も検討していきたいところである。また、先ほどから掲げている駅周辺への集約化・複合化も検討していく。さらに、持続可能なまちづくりに向けて、グリーンインフラ等を活用した、進め方もあるのではないか。また、民間活力の活用や多様な分野との連携と市民参加による施設の維持管理運営、あとは利用方法等の工夫見直し、先ほどの使用料設定のところもそうであるが、利用方法等を改善できるところがあるのではないかということも含めて検討していく必要があると捉えているところである。これまでの市内の実例についても、3か所紹介している。

次が11スライド目になるが、公共施設等総合管理計画の目次構成案と記載の方向性についてまとめさせていただいている。こちらの公共施設等総合管理計画については、公共建築物に加えて都市基盤施設についても対象施設に含むものである。国からの策定要請があり、指針の改定要請も度々あるので、その内容に沿って今後も改定を進めていきたいと考えているところである。

次に、下層にあった個別計画についての記載内容を12ページ目に書かせていただいている。こちら上位の計画は20年の計画とさせていただいているが、下位の個別計画については、10年間の計画とさせていただいているが、これまでの行動プログラムでは小・中学校は対象に含めていなかったが、今回から含めていこうと考えているところである。

また、13スライド目については、個別計画に関するこれまでの行動プログラムと、次のアセットマネジメント個別計画の主な違いについてまとめさせていただいているところである。行動プログラムでは個別施設に着目した計画をつくっていたが、今後はサービスの分類ごとに取り組みを推進したいと考えており、将来のニーズを見据えたサービス分類ごとの展開を提示していきたいと捉えている。また、下のほうでは、これまで各年度の取組内容を記載していたが、短期的な取組ではなく、長期的な展望を持って取組を進めていきたいと考えているので、1期を5年として5年単位で取組を進めていきたいと思っている。10年間という計画であるが、中間の5年で計画の見直しを検討したいと思っている。

次の14スライド目が個別計画のイメージである。あくまでイメージであるので、作成した記載内容が正しくないという前提で書かせていただいているが、施設という基準ではなくサービス・機能という基準で分類し、それぞれのあり方や方針を記述していきたいと思っている。ここは「図書館」と書いているが、現状と課題というところが(1)、(2)で施設のあり方・方針、また(3)では施設ごとの概要・実施計画というところで書かせていただいている。右下の表のところでは、各施設を1期2期と書いてあるが、5年単位でどのようなことをやっていくのか、例えば2つ目のところは、2期目で移転、と例示で書かせていただいているし、3つ目の図書館のところでは、1期にて大規模改修に着手していきたいという形での記述を今後していきたいと考えているところである。

15スライド目、今後の進め方について書かせていただいている。個別計画について府内でまず検討を進めてい

る。秋頃をめどに検討結果をまとめて素案に反映していくたいと考えているところである。計画全体としては、7月末～8月に市民フォーラムを開催していくと考えている。下のところで「市民フォーラムの概要」と書かせていただいているが、まだ調整中ではあるが7月28日、8月3日に、2か所、関戸公民館と中央図書館でやっていこうと考えており、市長や学識経験者に登壇をしていただき、この骨子案についてご説明をした上で様々なご意見をいただきたいと思っている。それぞれの意見をまとめ、今年の12月議会をめどに素案を議会の皆さんにお示しした上で、市民説明会・パブリックコメント等を開催してご意見をさらにいただき、来年の3月に策定することを目指しているところである。

次のスライドであるが、16スライド目以降は、アンケートをこの3月、4月に実施したので、速報値ではあるがまとめさせていただき、参考資料としてつけさせていただいている。3,000人にアンケート調査の依頼をさせていただき、649票、21.6%の回答があったところで、まだ速報であるが一定程度まとめさせていただいているので、お時間があるときにお読みいただければと思う。長くなつたが、説明は以上になる。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小林委員長 質疑なしと認める。本件はこれで終わる。

次に、協議会の6番、東寺方複合施設整備の進捗状況についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○萩野資産活用担当課長 協議会6の資料になる。東寺方複合施設の関係では、3月の常任委員会でも、これから地域の皆さんと検討を進めていくということをご説明させていただいた。その1回目の会議が5月17日に開催されたので、その結果をまとめた資料をつけさせていただいているところである。こちらについては、委員の皆さん、また、このエリアを含む地域の自治会の皆さんにもお配りをさせていただいているところである。

内容について説明をする前に、裏のページでたてつけについてご説明をしたいと思う。まず、この地域協議会は、東寺方複合施設の整備に向けた地域協議会を地域の皆さんだけの15人の委員さんで構成していただき、発起人の方2人が立ち上げた地域協議会になる。地域協議会については、老朽化している公共施設の整備に向けて課題を出したりニーズを出したりする中で、地域住民の立場から主体的に検討提言を行っていくことを目的に設立

された団体である。委員が15名で、東寺方複合施設を利用する方々や自治会の方々ということで、地域で決めた方々が選ばれることになる。この方々は最終的には、今年度末を目指しているが整備方針案を作成し市長に提出するということで、整備方針案とは何ぞやと言うと、豊ヶ丘でも同じように整備方針案をこの3月に市で策定させていただいたが、建て替えをするのか改修をするのかという方向を指示する整備方針の案をつくって市長に提出することを目指しているところである。地域住民の方々だけで組織されているので、その中段のところであるが、市とパートナーシップ協定を締結したいということを5月17日の段階でお示しさせていただいた。というのは、地域の方々がやる協議を我々としてもバックアップしていきたいし、その考えた整備方針案を我々としても尊重していきたいという中では、協力関係を結ぶ中で新しく協定を締結させていただいたところになる。6月上旬に、会長さんと市長の間で締結させていただいた。また、その場でも説明させていただいたが、市が考える公共施設の未来についてもご説明をさせていただいているところである。

前のページに戻って、当日1回目は、この設立等の話をさせていただいた後に、議題として東寺方地域に求められるサービス・機能は何というところでご議論をいただいた。委員の意見は様々あり、どのような場所にしてほしいかという中では、地域の相談事がつながられる場所にしてほしい、行政サービスがわかっている職員にいていい、全世代が使える場所にしたい等、様々なご意見をいただいたところになる。現在の施設についての課題もご意見をいただいた。例えばW i - F i がない、看板がない、入りづらい、気軽に立ち寄れない、何が必要という話の中では、若い人を呼び込む新しいことができる場所が必要なのではないかというようなご意見をいただいた。次回以降に、どのようなデータが必要かというところで、例えば図書館の経費、他館との比較のデータを市に出してほしいというご意見もいただいたところである。次回、第2回に検討するのは、同じ東寺方地域に求められるサービス・機能について議論を深めていきたいと考えているところである。この団体であるが、委員の自由な発言を保障したいということで傍聴ができないようなたてつけに今なっているところである。ただ、傍聴できなくても地域の方々に知っていただく必要がある、またご意見をいただきたいという思いもあるので、中間報告会や結果報告会等も適時・適切に開催をしていく中

で、8月9日に中間報告会を開催する準備を進めているところである。説明は以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。いぢち委員。

○いぢち委員 パートナーシップ協定について少し伺う。これは内容が決定次第締結するということであるが、いつぐらいに締結するのか。この協定の扱いがよくわからないが、豊ヶ丘での話し合いの経緯を見ていると、相当いろいろ山あり谷だった。当然お互いの意見を尊重するというのは美しいが、最終的に一つのゴールへ向かっていくときに意見がうまくまとまらなければ、やはり行政が主導で決めていくことになるのか、なかなか未知の取り組みであるので、そちらをどうお考えなのかもう少し詳しく伺いたいと思う。

○萩野資産活用担当課長 パートナーシップ協定については、確かに市内であり例はないが、地域協議会として設立をされた地域の方々だけの団体になる。その方々の意見を我々も受け止めたいという中で考えた形である。ワークショップ方式の場合、当然いろいろ多くの方々の意見が聞けてよいという反面、時間がかかるところに課題があるかと思っている。東寺方複合施設は建設が昭和56年、1981年の4月建築であるので44年が経過していて老朽化も進んでいるので早めに結論を導き出したいという中で、このような地域の方々だけの組織とも我々としてタッグを組んで市として決めていく必要があるだろうということで、このパートナーシップ協定を6月3日に締結をさせていただいた。この話している段階は5月17日であり、その段階ではまだ締結していなかったが、そのような内容で締結したいと思うがいかがだろうかという投げかけをさせていただいて反対意見もなく、会長さんに一任ということでこの協議会の中では話をまとめさせていただいていた。その後、会長さんとじかに話をさせていただき、6月上旬に締結をさせていただいたという流れになる。

○いぢち委員 かなりスピーディーに進めておられたということである。今後の最終的な意思決定がどういう形になるのかは正直やってみないとわからないところかとは思うが少し気になっているのと、東寺方に限らず例えば今「ゆう桜ヶ丘」が改修に向けてかなり調整も済み、実行段階に入っている。そういったところで、地域の方々の思いは当然大切である。ここでも地域協議会をそういう思いでつくっておられる。ただ、豊ヶ丘のときにも感じたのであるが、同時にそれは多摩市の公共施設で

あり、区外の方も使わないわけではないという意味もあるが、多摩市全体の公共施設の考え方、コミュニティづくりの考え方があると思う。つまり、先ほどもあったが各コミュニティセンターの運営協議会や管理団体の考えは当然大事であるし、私も尊重すべきだという立場に常に立っている。ただ、多摩市として例えばこういう一定の質を確保する、多摩市としてはこういう基本方針があるのだというところと、そういう個別の地域の皆さんのもものであるというところは非常に難しいものがある。豊ヶ丘はコロナ禍も挟み、ある意味よくわからないうちに進んでしまった面もある。正直豊ヶ丘に関しては割り切れない思いをお持ちの市民の皆さんもたくさんおられ、意欲的な取り組みをたくさんしたが、非常に難しいことをやったのだと思う。多摩市がそれにものすごく労力と時間を使ってやったことは大変意義深いことであるし、皆さん頑張られたと私は評価している。ただ、今後そういう多摩市としての共通基準、多摩市全体のサービスであるということと、こういう個別の地域の皆さんのが大切であるというところをどのようにバランスさせていくのか、私は大変難しいからこそ意欲的であると思っており、これについて所管の皆さんがどうお考えなのか、少し大ぶらしきを広げるような話になってしまったが、もし何かご意見があれば伺いたいと思う。

○萩野資産活用担当課長 豊ヶ丘と東寺方は少し進め方を変えているところがある。我々も非常に悩ましいと思い、全ての方に対して我々も寄り添っていきたいと思うが、住民同士でも意見の違いが当然ある中で、話し合いをしながらでもまとめた結果に対してもやはり違う意見をお持ちの方がいるのはしようがないかと思っている。ただ、地域の皆さんと話し合って、地域の皆さんで合意形成をして、その中で少数意見を拾い上げながらもやはりこちらであるというような話し合いを我々これまでにてきたつもりである。この地域協議会の中では、それがより地域の方々を中心にやっていただきやすいかと思い、こういう出し方をさせていただいている。これが全てではないと思うし、正しいとも思っていないが、やり方が様々ある中で、今回このような地域の方々、特に自治会を中心に地域はしっかりとしているという中で、話し合いをまとめやすいのではないかという思いから、こういうやり方を考えたところになる。

○松田行政サービス・アセット担当部長 補足をさせていただく。今、豊ヶ丘の話し合いの例を出していただいたが、合意形成の仕方に正解はないと思っている。地域

の特性がある中で、豊ヶ丘地域についてはニュータウン地域でいろいろな考えを持つ方おられるところであった。ただ、豊ヶ丘については、今、萩野資産活用担当課長からも申し上げたとおり、地元のコミュニティ、自治会組織がとてもしっかりとしているところがあり、合意形成する中で地域の皆さんと連携していけるのではないかと市は考えたところである。先ほど時間がかかり過ぎるというお話もあったが、時間が短縮できるからこういった形式を選んだのではなく、地域の特性を十分踏まえ、自治会の方、地域の方とも十分対話をした上で、こういったパートナーシップというのが一番よろしいのではないかということで結ばせていただいたところである。ただ、地域の方の意見というところだけではなく、の中でも財政的な問題については声が出ていた。そういうところを踏まえないとしっかりと現実的なアイデアが出てこないだろうということは地域の方からも意見を出していたので、今後この協議会を進めていく中では、財政的な視点や市全体といったところも踏まえながら検討を進めていきたいと考えているところである。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。池田委員。

○池田委員 地域協議会の結成の仕方であるが、会長は自治会から出しているから自治会長、副会長が東寺方複合館の存続を考える会の代表ということである。あと保護者の方が入っていると書いてあるが、この15名の中で、年代、保護者、自治会、存続を考える会が何名というのはどのように決められたのか、あるいはまた募集だったのか、それともその会長さんが声かけしたのか、その辺の結成のことについて教えてほしい。

○萩野資産活用担当課長 こちらの15名の委員の構成については、会長・副会長、その当時は発起人という立場であったが、このお二人が話し合いをしながら、どういう方がいいのか、どういう構成にするか、保護者を入れる、各施設の利用者団体を入れる、老人会を入れる等、この方々が主体的に決めたという形になる。

○池田委員 では、バランスがよいと市は捉えているのか。あと、人数などはこれで固定なのか、例えばふやしたり減らしたりすることもあり得るのか、その辺を市はどうに掌握されているのか、もしわかれれば教えていただければと思う。今後各地域においてもいろいろ参考になると思う。

○萩野資産活用担当課長 委員構成について今資料を出したが、東寺方自治会が推薦する者が2名、存続を考える会が推薦する者が1名、東寺方児童館を利用する者、

図書館を利用する者が2名、老人福祉館を利用する者が1名、地区市民ホールを利用する者が1名、乳幼児の保護者、小学生の保護者、中学生の保護者が各1名、地域老人会が推薦する者が2名、あとは東寺方地域で活動する者が2名、計15名である。我々としてはバランスよく選んでいただいたかと捉えている。今後の委員の変更等については特に我々伺ってはいないところである。ただ、保護者の方を中心に指定した会議の日に来られないという方も往々にしているので、代理の方が出られるような形で運営をしていきたいというお話は聞いており、そのような形で開催をしているところである。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。いいじま委員。

○いいじま委員 今回、第1回地域協議会が開催されたわけであるが、この資料を見ると地域協議会は行政から自立した組織として整備方針案を作成するとあるが、正直この15人の委員だけで整備方針案はつくれるのか、その辺はどう考えているのかお聞きしたい。

○萩野資産活用担当課長 整備方針案の考え方次第かと思っているところである。地域の方々が、まずは地域に求められるサービス・機能は何かという話し合いをしていく。そういう中で、この地域にどのようなサービスが必要なのかを中心にまずは話していこうと思っている。その後、この施設を改修したら幾らぐらいかかるのか、そういう金目の話も含めて4回、5回あたりでは出していこうと思っているところである。少し先の話ではあるが、整備方針案として地域の方が求めるものをずらっと羅列して書いていくような整備方針案という形、整備の考え方はこのようにしてほしいということを出していただくというのがまず一つの案としてある。また別に、豊ヶ丘の整備方針と同じようにかなり行政計画的なものに近い形でこの会議体の中で市と一緒に話し合いをしながらまとめていくというところも第2案としてはある。その中間の形もあるのかもしれないが、今後話し合いを通じて委員の方々と、どのような形が望ましいのかを詰めていきたいと思っている。できることを積み上げていくのがよいかと思っている。

○いいじま委員 今回行政から自立した組織、先ほど地域だけの団体と言われたが、実際のところはこの会議に行政の方も参加しており、ほかの方もいろいろ関わっている。その辺はここにいる委員の方々にもわかりにくいかと思うので、その辺りで行政はこの協議会にどのように関与しているのかを説明いただけたらと思う。

○萩野資産活用担当課長 先ほどの資料の2ページ目の

パートナーシップ協定のところにまとめさせていただいているとおりではあるが、多摩市としては、右側のところの枠であるが、東寺方複合施設の老朽化を課題と捉えており早期に整備方針を策定したい、また地域協議会から提出される整備方針を尊重していく、さらに細字であるが「変更する場合は」というのは、整備方針として出されたものを変更する場合は地域協議会と内容を調整していく、整備方針案として決定していくというのが市としてのゴールかと捉えている。それに向けて、下のところに「事務局運営で支援」とオレンジの矢印で書いてあるが、地域協議会の運営を支援していきたいと捉えている。地域協議会は、15人の委員で構成され、地域に根差した施設づくりに寄与することを目指す、また地域住民へ周知し、地域住民相互の意見調整を行っていく、個別利益を優先しないという考え方、行政から自立したというのは、先ほどいいじま委員が言われたとおりである。市としては地域協議会の運営を事務局運営でサポートしていく、地域協議会からは整備方針案として市に提出していただく。この一連の流れをやりながら、対等の立場、自主性を尊重しながら、相互に協力をして今後進めていきたいと考えているところである。

○いいじま委員 地域協議会の第1回の議事要旨を見ると、市からも協創推進室長、児童青少年課長、図書館長、高齢者支援課長、東寺方老人福祉館長、東寺方図書館長、松田行政サービス・アセット担当部長、萩野資産活用担当課長、萩生田係長等、かなりの人数がご参加されている。あと、東京都立大学から饗庭先生ともう一人の方が来られているが、都立大の方はどういう関わり方をしているのかお聞きしたいと思う。

○萩野資産活用担当課長 この話し合いを進めていくに当たり、あくまで市のサポートとして入っていただいている。地域住民の方々との話し合いに長けた教授に委託しながらサポートをしていただき、我々多くのメンバーが入っているが、地域の方々との話し合いに対して技術的なアドバイスをもらいたいということで委託しているところである。

○いいじま委員 都立大の先生方の協議会における役割をもう少し具体的に教えていただきたい。

○萩野資産活用担当課長 話し合いの進め方において正解はないと先ほど行政サービス・アセット担当部長からもお話をさせていただいたが、皆さんの意見をしっかりと出してもらいたい、もしくは我々としても出せる情報は出していきたいという中で、交通整理等をする必要があ

るかと思っている。その中で、都立大にそのサポート、アドバイスを委託しているところである。

○松田行政サービス・アセット担当部長 合意形成はなかなか難しくて、我々もいつも苦労するところであるが、地域の特性、参加されているメンバーで意思疎通がうまくできないような場面も出てくる。都立大の饗庭先生は、こういった合意形成、ワークショップ、地域での課題解決にすごく長けている先生であり、我々もおつき合いが長い中で、技術的助言をいただきながら地域の方と真摯に対話していきたいということでお願いしているところである。

○いいじま委員 それから、地域協議会のところを見ると、地域住民への周知、住民相互の意見調整も地域協議会の役割になっている。ある意味普通の市民である委員15名の方で、そういった周知や意見調整ができるのか、その辺をどう考えているのかお聞きしたいと思う。

○萩野資産活用担当課長 この辺りは、事務局の運営として市がサポートしていくところかと捉えているところである。部分的にかもしれないが、地域の方々、特に自治会の方、保護者の方は、青少年問題協議会の集まり等でも保護者の方に話をさせていただいたり、アンケート調査を実施しながら保護者の意見の取りまとめ等をしていただいている。また、自治会の方々もそのような地域の方々にご説明をして意見を求めていると伺っているところであるが、我々としてできることは、この地域協議会ニュースを作成したり、ホームページに載せたりしながら皆さんに見ていただくようにお願いをしつつ、あとは自治会で回覧をしたり施設に貼ったりということで、まず周知のところを中心に、合意形成のところは様々な意見が出てくると思うが、この1ページ目の下のところにご意見お寄せくださいというフォームもつくっており、ここに来たフォームをまとめさせていただき、地域協議会の会議の場で皆さんに見ていただいて合意形成のサポートをしていきたいということで捉えているところである。

○いいじま委員 今回児童館も絡んでいるということで、協議会にも保護者の方、乳幼児の保護者の方、小学校の保護者の方、中学校の保護者の方、あと児童館を利用している方、積極的に関わってくれている方が入って、実際に地域の小学校、中学校でも各PTAがLINE等を使って常にアンケートを取ったり、非常に一生懸命頑張っていただいている。ただ、児童館だけではなく複合施設全体の話であるので、ほかの地域住民の方で使ってい

る方もたくさんいる。そういう人たちへの周知は、この15人の人たちでやっていくことはなかなかできないのではないかと思うが、その地域全体への周知は、ある程度市もフォローしていくというか、支援していく必要があるのではないかと思うが、その辺はいかがか。

○萩野資産活用担当課長 地域協議会ニュースを委員の方々が展開していくことで周知を図りやすく、また意見聴取をしやすくしていきたいと思っている。この地域協議会ニュースについては、東寺方自治会以外の近隣4自治会にも配布して、回覧もお願いをさせていただいているところである。近くのエリアだけではなくもう少し広いエリアの皆さんに知っていただいて意見を集めたいと思っているところである。

○いいじま委員 今の近隣の4自治会をお聞きしてもよいか。

○萩野資産活用担当課長 申しわけない、名前を失念してしまった。

○いいじま委員 では、後で教えていただければと思う。先ほどいぢち委員からもあったが、東寺方地区の話であるが、公共施設は多摩市全体のものでもあるので、東寺方地区周辺だけではなく、もう少し広げる必要もあるかと思う。東寺方複合施設を利用しているのは、あそこの地域を見ると東寺方の人も当然多いわけであるが、横の百草や和田から、同じ和田であるが百草団地のほうからも結構必要として来ている人はこれまでもいたと思う。協議会ニュースを配るならもう少し幅広く、正直私も子どもの頃からあそこの複合施設を使っていたが、ここで今回の資料としていただいて初めてたよりを見たぐらいである。したがって、もう少し周知を徹底していただけたらと思う。

○松田行政サービス・アセット担当部長 ご意見をありがとうございます。周知するのがなかなか難しいところもあり、ご意見を承った。このチラシであるが、東寺方複合施設にも置いているし、自治会の回覧でも配布しているところである。

チラシの1ページ目の下に、ご意見をお寄せくださいという意見提出フォームもある。先ほど15名の委員が意見を集約するのはなかなか難しいだろうというご意見もあったが、こうしたフォームを使うことで直接我々事務局に意見をお寄せいただくことも可能である。幅広く地域に周知していくところはご意見として承らせていただけて改善していきたいと思う。

○いいじま委員 ぜひお願いする。あと、先ほど各小・

中学校でPTAの方がアンケートを取ってくれていると聞いたが、このたより自体は各学校で配信されていないようである。せめて各小学校や和田中学校に、東寺方小学校、愛和小学校、多摩第二小学校は、LINEで配信してほしいと学校にお願いすればすぐどこも配信できるような状況にあると思うので、そのたよりをぜひ各小・中学校にも配信していただくようお願いしたいと思う。それから、意見調整については、比較的もめるような地域ではないかと思うが、その中の対立、何でこの意見を取り入れないのかともめたりするので、その意見調整がこの15人にかかってしまうと非常に負担になる部分もあるので、その辺りはぜひ市もよく見てフォローしていただければと思う。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。池田委員。

○池田委員 今のことでの、ここにQRコードがついていて市役所のホームページと意見提出フォームになっているが、このチラシのQRコードをつけておけばよいと思う。それで展開してもらえば回覧板で回さなくてもよいことになる。どのチラシでもそうであるが、市が出すものはそこがいつも抜けていると思うので、このチラシ自体のQRコードをしっかりとつけて展開してもらえばよいかと思うので、それをやってもらいたい。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。いぢち委員。

○いぢち委員 一個聞きそびれてしまった。先ほど児童館のお話があった。それで、今回は愛宕と東寺方の統合がある。児童館運営そのものはこちらの所管ではないが、コミュニティの問題、公共施設の問題として、先ほどいいじま委員が言られたような意見調整や合意の場に少なくとも愛宕の児童館の少なくともユーザーの意見を取り入れるなり、そのところで何らか調整を図るということはあり得るのか。

○萩野資産活用担当課長 現時点では考えていなかったところであるが、所管とも話をしながら調整してどうすべきか考えていきたいと思う。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際、協議会を暫時休憩する。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

○小林委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

協議会事項の7番、多摩市公契約条例の実施状況等についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○藤浪総務部長 7番、多摩市公契約条例の実施状況等についてから9番の多摩市地域防災計画改定の進捗についてまでの3件、総務部から説明させていただく。

まず7番、公契約の関係について担当課長から説明させていただく。

○横倉総務契約課長 資料は、協議会の資料7番である。資料に沿ってご報告をする。多摩市公契約条例の実施状況についてである。

1番、令和6年度の実施状況であるが、(1)令和6年度の件数としては82件であった。内訳は資料のとおりである。

続いて(2)公契約審議会の開催回数と議題についてである。こちらの審議会は、次年度の労務報酬下限額等の答申をいただくとともに、中・長期的な課題についても協議をいただき、検討の方向性を答申いただいているものである。令和7年3月の常任委員会で、令和6年度の状況については一通り報告をしているところである。議題等はこちらにお示しした内容になっている。

続いて(3)事業者アンケートの概要のところをご説明する。こちらであるが、例年受注者へのアンケートを実施し、多摩市公契約審議会での協議の参考、また市の業務改善の参考としているところである。こちらは受注者58社を対象に実施をしたところであり、30社から回答があったところである。今回回答率が51.7%であった。こちらについての報告を簡単にする。

まず調査項目の①であるが、公契約条例の理解度については、「理解できている。」「まあまあ理解できている。」の合計としては96.7%であり、昨年度と大きな変化はなくご理解をいただいているところである。続いて②の適正な労働条件の確保・労働者の生活の安定に結びつく成果についてであるが、「成果があった。」「今後成果があると考える。」を足すと72.4%であった。肯定的なご意見としては、条例施行当時の最低賃金以上の労務報酬下限額を設定することで当時効果があったところであるが、さらに現在までこの条例のもと労働者の賃金水準を維持することで適正な労働条件を確保でき、労働者の生活の安定を確保できているのではないかというご意見をいただいているところである。また、今後社会情勢が変化して労働条件が大幅に悪化するような状況にあっても、このような制度があるところで、そういったと

きに効果がより発揮されるのではないかというご意見をいただいているところである。

続いて次のページをおめくりいただければと思う。③工事・業務の質の向上についてである。こちらも成果があった、今後は成果があるというようなところを合計すると66.6%で、成果がないと思われるというところが33.3%であった。肯定的な意見としては、最低賃金を確保できるという中で、雇用の継続につながり、業務の質の向上にもつながるというご意見である。また、一方の意見としては、質の向上は事業者側の業務の取り組みによるものと考えて、事業者の努力もあるというようなご意見もいただいたところであった。

④地域経済・地域社会の活性化についてというところである。こちらも、つながる、また今後つながるといったものの合計は79.3%であり、この制度を維持しているというところでこういった状況が維持できているのではないかといったご意見をいただいているところであった。そういう意見を拾い上げると、平成24年度から適用しているこの公契約条例が14年目であるので、そういった中では継続しているということで評価されているのではないかと考えているところである。

その後、⑩のところからの質問を見ていたければと思う。こちらの⑩からは、委託と指定管理の事業者へ質問をしたところである。公契約条例の審議会では、近年の課題として公契約条例の適用労働者の範囲というところがある。業務委託と指定管理については60歳以上を適用労働者の対象外としているところがあり、これが一つ多摩市の特徴である。一律に60歳以上を適用労働者とした場合には作業効率のよい若年者を雇用するということで若者への置き換えという可能性があるという考えでこのような特色を持たせているところであるが、令和3年に施行された改正高齢者雇用安定法で65歳までの雇用が義務化されているところがあるので、こちらの部分を適用対象とするべきではないかという課題があり、ここ数年これについてを課題として検討を重ねていたところである。そういうことがあり、事業者の意見を聞くというところで⑩以降の質問を設定させていただいたところである。

⑩であるが、60歳以上の労働者を適用労働者とする場合、60歳以上の労働者の雇用機会が減少する恐れは「ない」というのが一番多く38.5%、「わからない」が19.2%だった。

⑪であるが、60歳以上の労働者を適用労働者とする場

合、60歳以上の労働者の雇用の継続が難しくなる可能性については「ない」という考えが88.5%ということであった。

⑫であるが、このように60歳以上の労働者も適用の対象とする場合についていつからの適用開始が望ましいかというところ、こちらは早くても問題ないという意味合いだと思うが、令和8年の4月からの適用開始が76.9%。令和9年というのは数字としてはなかったが、令和10年、11年というところでは7.7%、15.4%という状況であった。したがって、今年度こちらのアンケート結果を含めながら検討する予定としている。

続いて令和7年度の取り組みということで次のページをご覧いただきたいが、(1)は現在の想定件数で、5月31日現在は84件が該当となっている。

(2)審議会の開催予定は、こちらにお示ししたとおりとなっているところである。

(3)の令和7年度に取り組む課題等であるが、今アンケートの紹介をさせていただいたが、60歳以上の労働者は多摩市の公契約条例の適用対象外であるが、昨年度の審議会の中では全業務・全年齢を対象とする方向が示された形になる。そういう意味では、60歳というところの撤廃というような意味合いになるが、その適用の時期をどこにするかを具体化していくことで、条例の改正も予定しながら審議を進めていく予定としている。報告は以上になる。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。池田委員。

○池田委員 このアンケートの中で特に気になるのが③の工事・業務の質の向上についてで、「今は成果が見られないが、今後、工事・業務の質の向上につながると考える」と、「特に今までと変わらないと考える」を合わせると66%である。「特に今までと変わらない。今後も今までと変わらないと考える」という方が3分の1いるというのはとても気になると思う。先ほど事業者の努力もあるかと思うというようなご説明もあったが、その点について所管としてはどのような考えているのか、今後何か対応されるのかをお願いする。

○横倉総務契約課長 こちらの数字を見ていただくと、それぞれ同数となっているところである。賃金の関係も含めて、労働者側の皆さんもかなり努力をしているところがあるので、そのところは私たちも、この条例の趣旨の中で例えばあるが労務報酬下限額の設定というところで、賃金のところについて結構ポイントを絞ってい

るところであるが、その部分についてもう少しこの条例の意義をしっかりと事業者に周知をしていく、それによってこういった条例を制定している自治体であることの意味合いを広くPRし、事業者の方も含めて、それが業務の質の向上に市を挙げて努めていくという姿勢を見せていくことをもう少しやっていきたいと思っているところである。

○池田委員 多分賃金だけではなく、環境や休憩時間、場所、以前そのような話題も聞いたことがあり、そういう賃金だけではない労働環境について労働者の方たちが感じてのこの結果だと思うので、その点もご指導いただければと思うのでよろしくお願ひする。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。いいじま委員。

○いいじま委員 今、池田委員から労働者の環境という話があったが、市によっては公契約条例と一緒に労働条件審査を行っている市も多く見られるかと思う。その点について多摩市ではこれまでどのようにお考えになっていたのかお聞きしたいと思う。

○横倉総務契約課長 この公契約条例は平成24年度からの適用であるが、併せてその時期から総合評価落札方式という入札方式も実施しているところである。そちらのところでは、金額だけではなく事業者の地域への貢献度、環境の面で例えば障がいのある方を雇用したり、男女平等という中での環境整備も審査項目に入っているので、公契約条例と一緒に評価落札方式の入札も併せて進めいくことが効果的だと思っている。そのところで、今後総合評価落札方式についてもその基準をもう少し見直すことを考えていきたいと思っている。すぐにではないが、ここ数年間の中ではそちらも今後見直していきたいと考えている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会8番、「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置」及び「インフレスライド条項・全体スライド条項・単品スライド条項」の市の対応についてを議題とする。

市側から説明を求める。

○横倉総務契約課長 こちら資料については8番の資料をご覧願う。市の対応であるが、こちらの対応方針については今年の3月3日に市長決定を既にしており、第1回市議会常任委員会でもこの内容については既に報告を

しているところである。今回は、事業者からの請求の状況についての報告をさせていただく。

2番から説明をしたいと思う。2番の新労務単価・新技術者単価の特例措置及びインフレスライド条項・全体スライド条項・単品スライド条項適用の内容というところである。これは幾つかに分かれているところであるが、アの新労務単価の特例措置については、受注者が旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するために契約金額の変更協議を請求することができるというものである。こちらの(3)請求実績を見ていたければと思うが、請求期限(契約を締結した日から2ヶ月以内)までであるが、4件の請求があった。こちらには6月12日に議決いただいた大松台小学校の案件も含まれており、それも含めて4件である。

続いて、次のページであるが、イ、新技術者単価の特例措置である。こちらは新技術者単価の変更協議に関してであるが、こちらについても、(3)をご覧いただければと思うが、請求実績としては1件の請求があったところである。

続いてウであるが、インフレスライド条項の適用である。こちらは受注者が賃金等の急激な変動により契約金額が著しく不適当となったときに契約金額の変更協議を請求することができるというものであり、こちらの(3)の請求実績であるが、令和7年3月1日から令和7年5月31日までの間に4件の請求があった。こちらも、そのうち2件は先日議決いただいた案件となっているところである。参考であるが、こちらの請求期限はいつまでと期日を定めているものではないので、令和6年6月1日、去年の常任委員会に報告してから2月28日までの間に請求はなかったところである。

続いて、次のページ、エの全体スライド条項の適用についても、受注者は、受注契約する工事において受注者が、増額となる契約金額の変更を請求することができるところである。(3)であるが、こちらの請求の実績はなかったところである。

続いてのページ、オであるが、単品スライド条項の適用についても、特別な要因等により主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動があったとき等ということになるが、(4)であるが、令和6年6月1日から令和7年5月31日までの間に請求はなかったところである。

このような形で、今回は実施の状況、対応の報告とさせていただく。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会9番、多摩市地域防災計画改定の進捗についてを議題とする。

市側から説明を求める。

○柚木防災安全課長 それでは、協議会資料9をご覧いただければと思う。多摩市地域防災計画の改定の進捗についてご説明をさせていただく。現在の多摩市地域防災計画であるが、令和4年6月に修正したものが現行計画となっている。今その改定の見直しということで作業を進めているところである。

1枚目のスライドを見ていただくと、右上に計画改定の方針ということで、①から⑧までの8つの柱を改定方針として立て、今改定作業を進めているところである。

その下、改定スケジュールであるが、現在府内の各部署と協議を進めており、計画案の素案をまとめたところである。6月18日、あさってからパブリックコメントの開始、併せて自主防災組織に対しても説明資料を送付する予定である。その後東京都との協議を経た後に8月下旬に計画の決定、議会に対しては9月にご報告をさせていただきたいと、こういったスケジュール感で考えている。

資料の2ページ目、3ページ目が、8つの改定方針の柱に沿った主な改定内容の資料になる。2ページをご覧願う。まず1つ目の柱、新たな被害想定を踏まえた在宅避難体制の整備。こちらについては、避難所を避難者の生活の場だけでなく在宅支援を行う場所ということで、地域避難生活運営センターとしての位置づけを明確にしていきたいと考えている。また、具体的な在宅者の支援スキームについても事前検討していき、こういった記載をしていく予定である。

2つ目の柱、新たな被害想定を踏まえた市備蓄数量、備蓄倉庫等の再整理。こちらについては、今まで平成24年に出された被害想定、避難者数約3万3,000人に基づいた備蓄体制を取っていたが、最新の被害想定として令和4年5月に発表されたものがあるので、こちらに合わせた形で備蓄の量を見直している。想定避難者数としては1万6,819人となっているが、これに加えてプラス20%を在宅避難者用として備蓄することを記載する予定である。また、倉庫についても、今学校跡地施設に分散備蓄しているが、これの集約や整理も検討していきたいという旨も記載する予定である。

続いて3つ目の柱、令和5年度に改定した「東京都地域防災計画」との整合である。こちらについても、東京都の地域防災計画との整合性を図るために、防災ライト層を対象としたイベントの開催、啓発活動の推進、また東京都でも災害関連死対策ということで、健康で衛生的な避難所生活を送るために簡易ベッド、パーティション、入浴、温水シャワー用の設備、こういったもろもろの対策を行っていくということもあるので、多摩市の地域防災計画においてもそれと整合性を取った形で改定をしていきたいと考えている。

4つ目の柱としては、コロナ禍で低調化した地域活動の活性化策の具体化で、こちらについては引き続き自主防災組織の活動を支援していくための取り組み、また、災害対策においては女性や若者の視点を取り入れるために防災リーダーの育成に取り組んでいきたい旨を記載する予定である。

5つ目の柱、多様な視点を踏まえたスフィア基準に基づく防災対策の更なる推進というところでは、避難所の1人当たりの面積をスフィア基準に準拠して1人当たり3.5平米という形で再整理をしていきたいと考えている。また、マンホールトイレ等についても、避難者数50人当たり1基を基準としてトイレ対策をしていきたいと考えている。

資料3ページ目をご覧いただければと思う。6つ目の柱、国による防災DXへの対応と市の課題の解決に対する先進技術の活用。こちらについては、マイナンバーカードを活用したシステムの導入について検討していく旨を改定内容として見込んでいる。

7番目の柱、庁舎建て替えを見据えた庁舎の使用方法の検討のところでは、受援計画の早期策定、罹災証明の発行については市内の複数箇所で受け入れるよう駅近傍でできるような対応を検討していく旨を記載する予定である。

最後、8番目の柱であるが、能登半島地震を踏まえた要配慮者対策のあり方の検討である。能登半島地震では、いわゆる要配慮者については1.5次避難所において集中的に受け入れをされたことを参考に、要配慮者の避難の流れを見直したいと考えている。こちらについては、市民の皆様に大きく影響する部分と考えている。今まででは福祉的避難所ということで14か所、コミュニティセンターや老人福祉館に発災後速やかに開設して要配慮者を受け入れるというスキームになっていた。令和4年から総合防災訓練等で職員のみではあるが福祉的避難所の開設訓

練なども行ってきた。そこで見えてきた課題というところでは、14か所を一気に上げるというのはマンパワー的に物資を投入するにも課題があり、今回の改定の中では総合体育館・武道館を福祉避難所として位置づけ、そこに物資や人員を投入して要配慮者の受け入れをしたいと考えている。一義的には基本的に学校等の一時避難所に避難していただき、体育館等で避難生活が困難な方については一次避難所の福祉スペースで避難生活をしていただく、そこの場所でも困難な方については福祉的避難所に移送するといったスキームに変更していきたいと考えている。今までのコミュニティセンターや老人福祉館については二次避難所としての役割ということで、一次避難所の学校の避難所が閉鎖するタイミングの避難者を受け入れる受け皿としての位置づけに変更していきたいと考えている。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。池田委員。

○池田委員 今の福祉的避難所のところであるが、移送手段を考えていきたいということであるが、その移送というのが非常に気になるところで、能登半島地震のときにその移送手段がなくて実際に混乱があったと聞いてるので、この計画の中に移送のことまで記載するのかしないのか、あるいは今考えはあるのかどうかお聞きする。

○袖木防災安全課長 移送については、当然市で対応できればよいが、現実問題として市だけの単独対応は難しいと考えている。今災害時応援協定をタクシー事業者と締結させていただいている。移送については、そういう事業者の協力をいただきながら対応していかなければと考えている。

○池田委員 協定を結ぶところからのスタートであるが、結局いろいろな企業は多摩市だけではなくほかの自治体とも協定を結んでいるところがあつたりして、では、どこが優先なのか、多摩市だけが被災するわけではないので、その辺で具体的に多摩市にまず一番に来てくれるのかどうかというのもあるし、協定を結んだ後が大事かと思うので、そこまでしっかりと詰めていただくことを要望しておく。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。いぢち委員。

○いぢち委員 今回防災計画にスフィア基準ということが明確にうたわれているところが大きいかと私は思っているが、ここで拝見すると簡易ベッド、パーティション云々と正直心強いが、かなりの予算がかかりそうだと思っている。今年度当初予算を見ても、この9月に計画を

改定してその後のタイムスケジュールを考えても、今年すぐにパッとこれだけ変えるということでは当然ないと思われる。そうすると、この9月に改定された後、防災計画はそれほど詳しいことを書くわけでもないし、これに基づいてどういう形で購入というか整備計画を実行するのか、何か年かになるのではないかと思うが、具体的なところはどのようにお考えなのか、現時点でおわかる範囲でお伺いしたいと思う。

○**柚木防災安全課長** 委員が言われるとおり、地域防災計画の中に細かく記載するということではなく、考え方の方向性を示す計画になるかと思う。今後当然今お示した簡易ベッドやパーテイション等についてはお金がかかるものもあるし、また、備蓄していく方法、場所等も考慮しながら総合的に進めていかなければならないと考えている。今の段階で具体的にお示しできるものはないが、実施に当たってはそういうところもトータル的に考えて配備していきたいと考えているし、問題となっているいわゆる災害関連死を防ぐ取り組みを市としてもしていかなければならないと思っている。現段階で具体的にどうやるというところはこの場でお話しできないが、少しでも一人でも少ない災害関連死を防ぐという思いで、この後防災対策を進めていきたいと考えている。

○**いぢち委員** 言われるとおり計画は本当に大きな計画であるわけであるが、その下の実施計画なり何なりの実際的で具体的な計画のもとに、例えば購入計画や整備計画を進めていただきたい。この備蓄倉庫も、人口が減っているとはいえ必要なニーズが広がっているからそのためには確保するのだと書かれているのは大変心強いので、こういったことがただ文言として並ぶだけではなく、実際の計画にはっきり映し出されたものがあり、市民が本当に安心できる形で具体計画をしていくっていただくことを要望して終わりにする。

○**小林委員長** ほかに質疑はあるか。いいじま委員。

○**いいじま委員** 計画改定の方針の②で、備蓄数量、備蓄倉庫等々の再整理ということで、ぜひ進めていただきたいと思う。その上の話かもしれないが、災害が起きたら全国各地からたくさん救援物資が送られてきて、その置く場所のスペースに非常に困るというような話を聞くことがあるが、そういうものは考えておられるのかお聞きしたいと思う。

○**柚木防災安全課長** 委員の言われるとおり、国のプッシュ型支援ということで発災直後にいろいろな物資が基礎自治体に送られるというのは、過去の災害を見てもそ

のとおりだと思う。物が来たときに必要とされている方にいかに届けるかということで市内の置き場の拠点をどうするかも考えていく必要があるかと思っている。また、運送会社と災害時の応援協定を今締結させていただいているところであるが、それに加えて市内でどうしていくのかも考えていかなければならない課題かと思っている。その一つとして、方針の2番の備蓄倉庫の再整理というところで、そういう物資を集約する拠点などを検討していくことになっている。今ここにはお示ししていないが、素案の中では南豊ヶ丘フィールドのグラウンドを使って輸送拠点にするといったことを改定の中に盛り込んでいく予定である。

○**いいじま委員** ⑦の庁舎建て替えのところには受援計画を早期策定とあり、その受援計画の一部にもなってくるかと思うが、そのようなことも考えて進めていただけたらと思う。

○**小林委員長** ほかに質疑はあるか。私から1点だけ。改定内容の最後の⑧能登半島地震を踏まえた要配慮者対応のあり方の検討のところで、最後に「災害関連死の低減を目指す」と書いてあるが、結果としてゼロというのはなかなか難しいのかもしれないが、目標とするとすれば、書き方としては「災害関連死ゼロを目指す」のほうが良いのではないかと私は思うが、その辺はいかが。

○**柚木防災安全課長** 今東京都が出している被害想定では、首都直下地震でお亡くなりになる多摩市民の方が直接死で18人と言われている。それプラスアルファの災害関連死の対策が大きな課題としてあるかと思う。今いただいたご意見のゼロを目指すというのは確かに言われるとおりだと思うので、受け止めさせていただいて、書きぶりについてどうするか検討させていただければと思う。

○**小林委員長** ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**小林委員長** 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、協議会事項の10番、法改正による戸籍への振り仮名表記についてを議題とする。

市側からの説明を求める。

○**磯貝市民経済部長** 10番から14番の計5件が市民経済部のご報告案件となっている。順番に担当する課長よりご報告をさせていただく。

○**松下市民課長** それでは、協議会10の資料をご覧いただきたいと思う。法改正に伴う戸籍への振り仮名記載に

ついてということで、こちらは昨年から常任委員会にご報告をさせていただいているが、3月以降の進捗というところで今回ご説明をさせていただく。

令和5年6月に戸籍法が改正され、第3号施行日（令和7年5月26日）から届け出により順次戸籍に氏名の振り仮名が記録されるということである。令和7年5月31日現在で本籍人口としては10万3,271人、本籍数が4万2,577戸籍、通知対象者数については、5月30日現在で10万1,801人、通知書数は5万4,267件を想定している。本籍人が10万3,000人に対し通知対象者が10万1,000人ということで、多摩市に本籍はあるが現在海外に住まわれている方はこの通知の対象にはならないということで、ここで数字の差が出るような形になっている。通知書の発送であるが、令和7年7月下旬に郵便局に持ち込みをし、令和7年8月上旬に送達予定である。具体的には7月28日に郵便局への持ち込みを予定しており、早い方だと8月4日頃に通知が送達されるようなスケジュールで考えている。現在の届け出状況であるが、こちらは5月26日から6月12日までで230件の届け出がされている。内訳としては、マイナポータルが228件、窓口が2件となっている。市民の方への周知については、たま広報の7月20号で市民の方にお知らせする。それから、市公式ホームページ、また市役所1階と多摩センター駅出張所に広告モニターがあるが、こちらで制度の周知をさせていただいている。戸籍に振り仮名が記載されると、住民票にも自動的に振り仮名が反映される形になっている。これまで住民票に振り仮名欄があり、そちらに振り仮名が振られていたが、今回戸籍に記載されて公証されるまでの間、住民票の振り仮名欄は空欄になっている。届け出た振り仮名が他の行政手続で使用している振り仮名と異なる場合には、変更手続が必要となってくる。こちらを変更された場合にこういう手続が必要になってくることは十分周知を図っていきたいと考えている。来年度の令和8年6月を予定されているが、希望者にはマイナンバーカードにも振り仮名が記載・記録できるようになる予定とされている。説明は以上になる。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。いぢち委員。

○いぢち委員 今回外国におられるために発送の対象とならない方が1,400人ぐらいおられるかと思うが、こういった方々への今後の対応はどうなるのかを確認したいと思う。例えば帰国なさったときに何らか通知をするのかどうなのか。

○松下市民課長 今海外におられる方については、令和8年5月26日以降、市町村長記録という形で戸籍に振り仮名を振らせていただくような流れになっている。その後、振り仮名の修正をしたいという場合に、届けをいただいて修正することができる。その届け出た振り仮名をさらに修正する場合は家庭裁判所の許可が必要になってくるので、そういう手続を経て変更していただく。したがって、海外におられた方については、戸籍や住民票で振り仮名を確認していただくような流れになるかと考えている。

○いぢち委員 そうすると手順としては、日本にいる大多数の住民にはこういった通知書が送られて、これが正しいというやり取りをするが、外国におられる方は、言ってみれば決め打ちで振り仮名を振る、帰国後にこれは違うと思われた方は対応するという理解でよろしいか。

○松下市民課長 そのような流れになるかと考えている。今海外におられる方でマイナポータルの通知サービスにメール登録されている方については、法務省からこの振り仮名記載についての通知がされているので、実際この230件の中にも今現在海外におられる方の届け出がある。

○いぢち委員 あともう一つは、DV被害等で住所を変わられているが本籍は変えていない方の場合であるが、こういった方々のところにも、今例えば多摩市にともかく住所があるということがわかつていれば、本籍地から届いてやり取りができるのか、何かあるのか。

○松下市民課長 今回のこの振り仮名については、戸籍の附票、戸籍の住所履歴からその方に対して通知を行うような形になっているので、基本は戸籍筆頭者の方に送られるが、その筆頭者の方と住所を分けている場合は新しい住所地に通知が行くという形になる。

○いぢち委員 具体的なトラブルは私も想定しづらいが、万が一にもこの件でDV被害で逃げておられる方が何らか不利益にならないようにということでは、今のやり方で大丈夫と考えてよろしいか。

○松下市民課長 実際にDV支援で住所を移さずに避難されている方はおられるかと思うが、今回通知されるのは戸籍の筆頭者とその籍に入られている方のお名前と振り仮名の情報だけになるので、そこから被害につながるようなことはおそらく想定しづらいと考えている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項11番、令和6年度マイナンバーカード交付状況についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○松下市民課長 それでは、協議会11の資料をご覧いただきたいと思う。こちらは令和6年度のマイナンバーカードの交付状況になっている。多摩市であるが、申請数が令和6年度累計で14万2,590件、交付件数が12万2,878件、申請率が96.5%、交付率が83.2%となっている。都内の26市だと申請率が99.1%、交付率が85.8%、都内の区部は申請率が103.1%、交付率が86%となっている。こちらの103.1%という数字であるが、交付状況が再発行を含めた交付件数になっているので100%を超えているような状況になっている。東京都全体だと申請率が101.8%、交付率が85.9%。国全体だと申請率が99.8%、交付率が87.5%という状況になっている。

2ページ目については、マイナンバーカードの各月の申請・交付件数、マイナンバーカードの交付状況の推移である。

3ページ目が、東京26市の申請率・交付率の状況となっている。説明は以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項12番、多摩市食プロジェクト「多摩市アイスランド風まちバル」についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○加藤商業・観光担当課長 12番で、資料はデータで本日机上にもお配りをさせていただいている。昨日から始まったアイスランド風まちバルについてのご報告である。こちらは経済観光課が事務局を務めている多摩市観光まちづくり交流協議会の取り組みの一つで、食で魅力をつくって来街・滞在・再訪につなげていく多摩市食プロジェクトである。令和5年度から東京2020大会でホストタウンを務めたアイスランド風のメニューをイベントでパルテノン大通り十字路や聖蹟桜ヶ丘西口広場で提供するなどによって進めてきたところであるが、今回市内飲食店に行って楽しむことができるようまちバルとして実施しているものである。

こちらに向けて、観光まちづくり交流協議会を含む6団体で連携協議会を設置し、東京観光財団の地域資源発掘型プロジェクト事業の採択を受け、東京観光財団の委託事業として実施しているものとなっている。協議会に

参加している桜ヶ丘商店会連合会、多摩センター商店会、多摩商工会議所に加盟している店舗にお声をかけて、全18店舗で実施しているところである。

これに先立ち、参加店舗を対象としたアイスランド産の食材の試食会を行い、多くの店舗がアイスランド産食材を使ってということになっている。アイスランド産の食材を食べられるイベントになっている。アイスランド産のラム肉はくせがなくて味が深く、また海産物は脂が乗っていて甘みがあるという特徴があり、飲食店からこれを使いたいということで選んでいただいたところである。

まちバルは19日まで、チケット3枚つづりで4,500円となっているが、余ってしまった場合には20日・21日のあとバルでお使いいただけるということである。ぜひこの機会にアイスランド風まちバルを楽しんでいただければというところである。ご報告は以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。池田委員。

○池田委員 早速購入をさせていただいたが、まず多摩センターと聖蹟桜ヶ丘というところである。駅は3つあるわけであり、永山駅周辺が入っていたいなかったのは何でかということと、あと、昨日はランチだったが、ランチをやっているところが少なくて、結局食べ歩きというところで、これは何となく夜が中心なのか、店舗のメニューを見るとそういう感じがするが、まずはどのくらいの人たちを対象と考えているのかお答え願う。

○加藤商業・観光担当課長 2点ご質問をいただいたところである。最初は聖蹟桜ヶ丘と多摩センターエリアといったところであるが、アイスランドウイークをもう5年やってきている。最初多摩センターでということで初めて、昨年度あたりから聖蹟桜ヶ丘にも広がってきたところである。したがって、アイスランドを知っていただいているアイスランドウイークの窓口・入り口になるようなところでまずはさせていただこうということで多摩センター商店会、桜ヶ丘商店会連合会にお声がけをさせていただいて実施することとなったというのが、聖蹟桜ヶ丘と多摩センターでやっている理由である。

もう1点であるが、バルであるので飲み歩きといったところが主眼になるかと思っているが、そこに限ったことでお声がけをさせていただいているわけではない。ただ、お手が挙がったところが今参加いただいているところになっている。この中にも、日中昼間だけ営業してい

る店舗が多摩センターにも聖蹟桜ヶ丘にも1店ずつあるという感じである。

あと人数であるが、席数に限りがあるようなところもあるので、そちらの部分で一日3回転ぐらいするとよいといったことで見させていただいていると、今回バルで楽しんでいただくところと、聖蹟桜ヶ丘と多摩センターを回遊していただくということも含めて入れさせていただいている、今日お配りさせていただいているチラシはスタンプラリーの台紙にもなっているところである。両方回遊していただくところも含めて、できれば一日1,000人ぐらいに来ていただけるとよいということで組み立てをさせていただいているところである。

対象は来街者、アイスランドが好きな方というのがまず一つあるのと、来街によって外から人をといったところもあるので、今回前売り券をご購入いただいたら、スタンプラリーをやっていただいたところでは、多摩市と東京ヴェルディとのコラボグッズを特典としてお渡しするということもやっているので、東京ヴェルディのサポーターの方々、あと市内にお勤めに来られている方も結構おられるかと思う。事業所がたくさんあるので、このイベントは平日にやることが多いのでそちらの方々がお仕事が終わった後に市内の今まで足を運んでいなかった飲食店さんに行っていただくといったことでも営業をかけさせていただいているところである。

○池田委員 期間も短いので平日利用する方も多いと思ったときに、多分若い方たちを対象にしているのだろうが、最近は飲まれない若い人たちも結構ふえているので、もう少しランチ感があってもよいと思った。一品とドリンクであるのでライスがつかないからランチにはしにくいということで少し残念だったというお声も聞かれ、私なども昼間行ったときにそう思った。設定が1枚1,500円の3枚つづりとなっていて、それは東京観光財団から委託されているからかもしれないが、この料金の設定はどういう形で決まったのか。

○加藤商業・観光担当課長 ランチでというところも含めて、この辺りのところはいろいろなご意見も伺いながらまた次回以降やるときに対応できればと思っている。あと、料金設定についてであるが、こちらは原材料が高くなっているところでもあり、当初1,000円でどうかというお話をさせていただいたが、それだとペイできないということで今回1,500円とした。これは飲食店さんのご意見を反映させたところになっている。

○池田委員 私もそれほど詳しくなく質問しているが、

せっかくこれからアイスランドと多摩市のいろいろな関係が進んでいくのかと思ったときには、市民の方たちにもしっかりと使っていただけるほうがよかったかと思っている。そうなったときに、内容を見ると夜中心だったりするので、ランチでもう少し気軽にアイスランドを食で知るということで両方使えたらよかったと思ったのと、あと3枚つづりで4,500円ということは1枚1,500円、もしランチにするにしたら少し高いと思う。また、1ドリンクとなっていて、夜使っても1ドリンクと1品であるので、それで1,500円で飲み歩きをするとしたら少し高くなるかと思ったときに、若い人がそこまで出すかというのがあり、正直言って企画的にどうだったかという是有、内容的には非常にすばらしいので、今後もう少し工夫されたらよいという感想も含めて質問をさせていただいた。

○加藤商業・観光担当課長 ご意見をありがとうございます。初めての取り組みであり、今言われたご意見は非常に参考になると思って伺っている。やってみてチャレンジ的な部分のところも強いと思っているので、肯定的なもの、少し改善したほうがよいといったもの、そういったご意見を寄せていただけたとありがたいと思っている。

○磯貝市民経済部長 いろいろとご意見をありがとうございます。今回これを検討するに当たり、昨年、一昨年と産業振興マスタープランを策定するに当たっていろいろな事業者さんからもお話を伺っている中で、意外と平日特に多摩センター駅などは、業務系の方が店舗に入られていていっぱいである。ただ、夜になると人がいないというところもある。あと、今回いろいろお声がけをさせていただいた中で、週末が入っていないと思うが、個人店さんだと週末が大体埋まってしまう。こういうものをやったときに特別に入られてしまうと通常の方もなかなか厳しい中では、平日にできるだけ閑散期を埋めていきたいというのもあった。外からも来てもらいたい一方で、よく言われていたのが、いろいろな企業がたくさんあるが、従業員の方は仕事が終わると真っすぐ帰ってしまう、買物もせずに多摩センターあるいは桜ヶ丘にお金を落とさずにそのまま帰ってしまう、学生もモノレールから乗り継ぎだけで行ってしまう、そういう方を何とか少しでもキャッチしていきたいという思いもかなりあった。今後いろいろ企画していくに当たっては、今回の件も参考にさせていただきながら検討していきたいが、今回こういうやり方でやった裏にはそういうこともあったということでご承知おきをいただければと思う。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。いいじま委員。

○いいじま委員 私も昨日石山議員とともに聖蹟桜ヶ丘を夜だったが3軒ほど回ってきたが、ラム肉は本当に癖がなく食べやすくおいしく、本当に良かった。おいしくいただきてきた。気になるのは、5日前売り券を販売されたと思うが、その売れ行き状況はどうだったのかお聞きしたいと思う。

○加藤商業・観光担当課長 前売りについては、6月6日～8日の3日間と13日・14日の計5日間であった。速報値であるが、98枚の販売だったところである。前売りの部分はこれぐらいであるが、昨日私も多摩センター、聖蹟桜ヶ丘を回ったが、当日お店で買っている方が結構おられるなと思った。本来であればもう少し前売りのところが伸びるとありがたかったとは思いつつも、知つていてお店に来られて、今日来られたからそこで買おうかといった方も結構おられるのがわかつたので、こういったところをまた参考にさせていただきたいと思っている。

○いいじま委員 確かにお店に入るとこのチラシもたくさん置いてあつたりして、その場で気づいたという方も多いかと思った。19日、木曜日までであるので、これからまたさらに今週楽しみにしたいと思う。あと1点だけお聞きしたいが、参加店舗の方々に今回メニューの開発費のようなものをお渡しされていると聞いたが、その点についてお聞きしたいと思う。

○加藤商業・観光担当課長 こちらについては、アイスランド産の食材を使ってということを一つテーマとして設けさせていただいたところがあった。先ほどご説明をさせていただいたが、アイスランドの食材の試食会などもやっているところである。飲食店の方々もなかなか扱っていない食材があるなというところと、今回出てきたものについても非常に趣向を凝らしたものが多いなと思っている。先ほど言われたが、癖がないというところで今まで通常ラムを使っていたお店であっても、アイスランドラムの取り扱いは少し違うなと思っておられる方がおられるところもあり、そういう食材の購入も含めて開発には時間が必要だろうということで、今回開発費をお出しをさせていただいているところである。

○いいじま委員 なかなか手に入れにくい食材を買うというのもあるので出しておられるかと思うが、差し支えなければ1店舗当たりどのぐらいお出ししているのか。また、そういう食材を使うと当然使い切れなくて残る部分もあるかと思うが、そういうものは返還になるのかどうかをお聞きしたいと思う。

○加藤商業・観光担当課長 1店舗当たりの上限額は決まっている。これは委託の中でという形になるので、ここで詳しく申し上げるのは難しいかと思っているところである。ただ、上限が決まっているので、使い切れない部分についてはお返しをいただくことになろうかと思う。

○いいじま委員 では、その辺りでは領収書もしっかり取ってチェックして金額を確認するような形になるのか。

○加藤商業・観光担当課長 こちらについては、そういう形になるとを考えている。先ほど申し上げたように今回は東京観光財団が委託している事業であり、多摩市の事業ではない。多摩市として今回予算を計上しているわけではない。東京観光財団が選定した事業者に委託を出しているということで、そちらとのやり取りの中で最後確認をしていくことになる。

○いいじま委員 東京観光財団が補助していただいたお金で今回やっておられるということで本当にありがたいが、市が金を出していないからといって何でもというわけではなく、しっかり効果的にお店、そして桜ヶ丘の商店会の発展、市民の経済のために効率よく使っていただけるように補助金をお願いしたいと思っている。よろしくお願いする。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会13番、公開30周年記念 映画「耳をすませば」上映会&トークショーについてを議題とする。

市側の説明を求める。

○加藤商業・観光担当課長 では、協議会の資料13番をお聞きいただきたいのと、今日こちらについてもお手元に資料をお配りさせていただいている。今年は映画「耳をすませば」公開30周年に当たるのでイベントをということでやってきているところである。

こちらは、聖蹟桜ヶ丘駅周辺を大いに参考に描かれており、多摩市とゆかりの深い作品である。今年7月に30周年を迎えることになるので、これを機に8月10日に聖蹟桜ヶ丘のヴィータホールで実施するものである。前回は20周年のときに上映会をやっている。その際はバルテノン多摩で実施となったが、今回はよりゆかりの深い聖蹟桜ヶ丘でということにさせていただいた。今回は映画上映のほか、主役の月島零さん役でもあり、主題歌のカントリーロードを歌唱された本名陽子さんほか、映画の音楽を担当された野見さん、もう一人の主人公、天

沢聖司のバイオリンを担当されたK a oさんといった、ファンの方からするとかなり興味を引かれる方々にお集まりいただくことができたところである。そちらの方々のトークショーとミニライブを行う。それとともに、桜ヶ丘中央商店会さんが毎年開催しているハートフルコンサートで協力いただいている聖ヶ丘中学校の生徒のほうのコーナーも行いながら30周年をお祝いするところである。

次のページ、裏面になるが、このほか作品が10周年のときに上映会を行ってマップや青春のポストを作成されるなど、この作品を大事にしてきているせいせき観光まちづくり会議の皆さんと、映画の場面と実際の街の写真を対比する展示、背景画を担当された井上直久さんの展示、あと10月になるがガイドツアー、こういったものも併せて実施するところである。せいせき観光まちづくり会議には、本編の上映会とトークショーについても一緒に考えていただいたところである。この機会に多くの方に聖蹟桜ヶ丘が「耳をすませば」に関わりの深いすてきな街であることを知っていただき、お越しいただければと考えている。こちらのご報告は以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会14番、令和4年度～令和6年度までの多摩センター地区社会実験まとめ報告を議題とする。

市側の説明を求める。

○加藤商業・観光担当課長 協議会の14番の資料である。こちらは電子でというところになる。多摩センター地区的活性化ということで令和4年度から令和6年度に集中的に取り組んでまちづくり社会実験を行ってきた。これまで取り組んできた社会実験について、以下のとおりまとめたのでご報告をさせていただくところである。

まずまちづかいで社会実験令和4年度～6年度までというところである。令和4年度・5年度については、まちの声を集めて広範な社会実験を実施し、必要なまちの機能、主体者の掘り起こしなどをしてきた。令和6年度はそれを踏まえて植栽マスを中心に、民間企業さんと連携して大規模イベントのない日、ナイトタイムの活性化に資する社会実験、パブリックビューイング、プロジェクトマッピングといったものに取り組んできたところである。そういうところでエリアの価値向上に向けた活動が創出されたかと考えている。一覧としてまとめさ

せていただいたので、後ほどご覧願う。

こちらを経ての課題というのが2ページ目のところである。黒ポチ3つ目と4つ目のところになるが、まず日常的に活動することができる場所を選定し、場所単位での活性化と、管理も含めてやはり必要になってくる。それが両立できる仕組みが必要なのだとところが一つ、もう一つとして、主体者となる人が行動を起こすための仕組み、相談できる場所であり、情報発信と連携が必要になるかと思う。

この中で、相談できる場所ということでは、3番目にあるが多摩ラボでまず集めてきたようなところが機能になっているわけであるが、多摩セントラルパークJVでやっているクリエイティブキャンパス企画室を活用しながら、多摩中央公園を起点に多摩センター地区連絡協議会と多摩中央公園・センター連携協議会の両輪で、周辺施設との連携も含めて企画を発展させていくことになる。これで多摩センターのさらなる活性化を目指していくといったところである。あと関係各課もクリエイティブキャンパス企画室と連携を取ることで広範に広がっていくことも含めしっかりバックアップをしていくところである。

4番の情報発信と連携ということである。まず何かやりたい方がどのように声を上げていくかというときのツールということで、本日データをつけさせていただいているが、まちづかいで手引書を2つ入れさせていただいている。そちらのリーフレット版をクリエイティブキャンパス企画室といったところに置かせていただき、公共施設の中で手にとっていただけるようにしていきたいと考えている。あと、主体者の方がインターネットからの持ち込み企画もできるように、市の公式ホームページ、丘のまちも活用しながら、クリエイティブキャンパス企画室とこちらの情報の連携をしてつなげていくようなこともし、定期的にミーティングも重ねながら、1つでも2つでも形にできるところに持つていければと考えている。手引書などはまた後ほどご覧いただければと思う。ご報告は以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。いちいち委員。

○いちいち委員 2ページ目のところで、デジタルを活用した多摩センターのファンをふやす取り組みをやったが広がらなかつたとあるが、ここのところをもう少し詳しく、特に広がらなかつた要因は何なのかと、では、これからはもうそれは諦めるのか、それとも何かまた手だて

を考えるのかを伺いたいと思う。

○加藤商業・観光担当課長 こちらについては、おととしから取り組んだ「TAMA PO（たまぼ）」というものである。イベントのボランティア、地域住民の継続的な関わりができるようなツールということで試験的に導入を行ってきたところである。実際にやってみたところで、個人情報の登録が伸びなかつたというところが大きくあった。多摩センターで実施する仕組みがなかなか複雑でわからない、あと事業者の登録が必要になってくる部分もあったが、こちらも伸びなかつたところである。そういったところも踏まえて、今回やつたものについては難しかつたなというところである。今後については、現時点で特段どうしようということはまだ検討していないような状況である。

○いぢち委員 今の時代はネットが当たり前、SNSがあるのが当たり前、逆に言うと少し飽和状態になっていて、SNSの発信も、私もいろいろ登録していて見切れないなどということはよくわかる。ただ、デジタル面の活用を諦めるというのはやはりもつたないし、まだ考えておられないということであるので、今後の取り組みを諦めないでもう少しやっていただければと思っている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。藤條委員。

○藤條委員 3番の相談できる場所のイメージが湧かなかつたが、どういった場所で、どういった相談ができるのか。

○加藤商業・観光担当課長 多摩センターのパルテノン多摩の東側5階に、多摩セントラルパークJVがクリエイティブキャンパス企画室ということで窓口を設置している。そちらは週に4日開いており、人が常駐されているところである。多摩中央公園で水辺のマルシェといった企画をやっていたり、多摩中央公園でのイベント等、入ってきた内容により多摩中央公園になじむものと、そうではないところのほうがなじむものもあろうかと思う。そういったところは市に話が来たり、すぐ近くの多摩センター地区連絡協議会にお話が行ったりしている。そういったところで何かをやりたい、それはお店を出したいかもしれないし、ワークショップをやりたいかもしれない。そういった部分のご相談ができる場所ということでクリエイティブキャンパス企画室があり、市もそちらのところはバックアップをしていくような体制で進めているところである。

○藤條委員 実際にどのくらいの相談があつたのかわかれれば教えてほしい。あと、グリーンライブセンターでも

緑の相談窓口のようなものを設けていると思うが、そうしたところにも実際どのくらいの相談があるのか、もし数字がわかれれば聞きたいと思った。

○加藤商業・観光担当課長 申しわけないが、今件数としてはお持ちしていない。グリーンライブセンターにも、緑の窓口と言うのかはわからないが、そちらのほうもあるかと思っている。そこは役割・機能が少し違う部分があろうかと思っている。ただ、入り口として幾つかあるというのは悪いことではないと思っており、その辺りのところも情報の連携ができることでより一緒に広がった形でできていくというのがあるかと思っている。この辺りのところは、我々も含めて情報共有していくといったところで考えている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。いいじま委員。

○いいじま委員 これまでまちづかいの社会実験を4年間本当によくやってきていただいたかと思う。この社会実験はととりあえずここでもうおしまいということなのか。

○加藤商業・観光担当課長 今までやりたいことをどういう形で、どういう場所で、どういうことをするとできるのかを、この3年間の社会実験の中でやってきたと考えている。パルテノン大通りでやってみたり、レンガ坂でやってみたり、場所をいろいろ選定してやってきたところである。今後については、都市整備部で都市再生整備計画を令和7年度から令和9年度までまた社会実験をやっていくところである。今回の社会実験については、場所、まちなかウォーカブルという制度を入れるに当たってどういうところにどういう機能を入れていくのがいいのか、滞在といったところがメインになってくるので、こういった企画を持ち込んで何かをするという形での社会実験とは少し異なるものになってくる。とはいながらも、先ほど申し上げたクリエイティブキャンパス企画室にこういうのをやりたいというのが入ってきたり、多摩センター地区連絡協議会でイベントとしてやっていくのと合わせながら、取り込んでいただきながらうまくできればというところも考えている。今年度もそうであるし、昨年度の終わりもそうであるが、多摩センター地区連絡協議会のスプリングフェスタで、十字路のところでバスケットボールのスリー・オン・スリーをやったり、子どもまつりのときにわんぱく相撲をやったり、そういったものは市に一回入ってきたところであったが、多摩センター地区連絡協議会とお話ををして、これは社会実験という形ではなく自分たちの企画の中に取り込んでやろ

うかというような話になってきたところもある。そういうつたつなぎの仕方や内容によって、社会実験としてやる部分もあるだろうし、そうではなく多摩センターの事業としてやっていただくところも出てくるかと考えている。

○いいじま委員 いきなり多摩中央公園でたき火をやっているところからスタートして、火をたいている、何で、どうしたの、というような反響が非常にあった。そこからいろいろな実験があり、いや、多摩センター、多摩中央公園は面白いことをやっているねという話を本当に聞いた。多摩センターもこの頃活性化してきているなどという感じに皆さんも少しずつ思ってきたださったかと思う。今回多分まちづかいということで、そういうことが自分たちにもできるということでやってきたと思うが、実際参加している人は楽しいねと行ってみるが、では、自分たちでやってみようというところにまでなかなか結びつかないというのも多い。先ほどの相談室を設けてということであるが、そういうことが自分たちでもできるのだということをもっと知つてもらって自分たちがもつとやっていいのだというところを知らせていくようにしていかないと、ただ待っているだけでは多分相談者はあまり来ないかと思う。本当に知つていてる企業ぐらいになつてしまふかと思うので、もっとみんな自分個人でも、何かの友達同士でも、こういうことを相談してできる可能性があるのだということをもっと知らせていただけるといいかと思うが、その点はいかがかお聞きしたいと思う。

○加藤商業・観光担当課長 まさに今までこの3年間やつてきた社会実験というのが、ここで何ができるのか、こういうことをやりたいといった気持ちからの発議を受け止めてきたところが大きかったかと考えている。とは言ひながらも、企画のまとめ方、実際にやっていくためにはどういうことが必要なのか、やはり難しい部分もあるのだということをお話をしている中で感じておられたところもあろうかと思っている。その辺りをうまくつなげられるようにということで手引書をつくらせていただいたようなところもあり、こちらをPRしながら知つていただくということが大事かと思っている。あと、持続的にできるものになるとありがたいと思っている。その辺りのところについては、市民のマンパワーだけでできるのか、マンパワーもそうであるが経費も含めてといったところもある。地域の企業さんと一緒にやることで持続的になるので、そういったところのつなぎのようなものも必要になるかと思っている。それを引き受けるため

には、この辺でこういうメリットが出てくるといったところを置き換ながら、理解をしながら支えていこうかという動きになればというところにもなるので、その辺りの翻訳のようなものも必要になると思っている。最初の入り口としてクリエイティブキャンパス企画室で話を受けていただきながら、つなぎの部分や翻訳をする作業は市でもやりつつ蓄積をして、クリエイティブキャンパス企画室でそこまでできるようになるといったところにつなげていけると、より新しいものも入つてくるかと思っている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、協議会の15番、令和6年度基金運用実績についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○岩本会計管理者 令和6年度基金の運用実績についてご説明させていただく。

まず5分の2ページをお開き願う。1番、基金運用の経緯についてである。現在多摩市には12の基金があるが、これらの基金について、利用するまでの間、普通預金に加えて利率の高い定期預金や債券による運用を行つてゐる。基金の運用益は、平成20年度に最高益を達したが、その後リーマンショックがあり、定期預金の利率が低下した影響で運用益は大幅に減少となつた。その後、基金をより効果的に運用するため、平成28年に多摩市公金運用管理委員会を設置し、新たな運用手法の検討を行い、平成30年度から包括的な運用と債券購入による運用を開始し、令和2年度からは電力債や高速道路債といった民間債の購入を開始し、運用益の拡大に取り組んでいるところである。

続いて、スライド5分の3、年度別基金運用実績である。表の真ん中のところが運用益となつてゐる。平成30年度は約300万円の運用益であったが、債券による運用を開始したことなどで運用益が徐々に上昇し、令和6年度ではゼロ金利解除の影響などにより金利が上昇したため約3,600万円の運用益を確保することができた。

続いて、スライド5分の4、基金現金・債券保管状況についてである。令和6年度末時点での預金と債券の残高と運用益となつてゐる。預金の基金残高については約70%あり、債券は約30%ある。それに対して運用益は、預金が20%で、債券が約80%ということで、債券による

収入が多くなっている状況である。

最後に、参考ということでスライド5分の5ページとなる。単位が千円の注釈表記がなくて申しわけないが、平成20年度をピークとして、そのときの運用益は4,500万円を超えていた。その後減少して平成29年には底をうち、その後平成30年度以降に徐々に回復している状況を見てとれるかと思う。今後も運用益を確保するために定期預金よりも金利の高い債券の運用を続けていくが、今後の資金需要に備えて、長期の運用から短期の運用に切り替えて運用を行っていきたいと思っている。説明は以上となる。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。藤條委員。

○藤條委員 運用益を見ると、このまま伸びれば過去最高益が見えてくるような気もする。普通預金と債券の割合を見るとまだ7対3で、この比率については今後債権を短期で少しふやしていくという方向性も今ご説明があったが、どのくらいの上限をめどとして普通預金から債権に移していくというような数字的な方針はあるのか。

○岩本会計管理者 明確に何割という数字はないが、今までの流れでいくと大体3割前後で運用していくというのが一つの目安としてあった。今後基金の取り崩しが多くなってくると、流動性の確保をしないといけないということでそこの比率も徐々に下げいかなければならぬと考えている。基金の残高などを見ながら、債券の比率が今後徐々に3割よりはもう少し低くなってくるかと思っている。

○藤條委員 現状が3割であるが、その債券比率を今後引き下げていくと預金の割合が高くなり、運用益というところでいくと頭打ちになってきてしまう気もするが。

○岩本会計管理者 運用益については、令和7年度も今後伸びていくという見込みではあるが、定期預金の利率自体高くなっているという状況もあるので、定期預金・債券というところで上昇傾向ではある。ただし、債券の比率が多少下がってくるので、債券を3割に継続した場合よりは運用益の金額が少なくなる見込みである。

○藤條委員 これは本当に難しいバランスというか、なかなか素人が判断できないところも大きいと思うので、専門家の知見をもらいながら、アドバイスをもらいながら考えていくというのも一つの方法として考えていただければと思う。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会16番、収納代理金融機関（山梨中央銀行）の指定解除についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○鈴木企画政策部長 それでは、収納代理金融機関（山梨中央銀行）の指定解除についてご説明申し上げる。スライドの2ページ目をご覧いただきたいと思う。今私どもの収納代理金融機関の一つである山梨中央銀行から解除についての申し出があり、来年の3月31日をもって解除することのご報告である。詳細については会計管理者からご説明申し上げる。

○岩本会計管理者 今ほど企画政策部長が述べたとおり、山梨中央銀行について指定の解除ということであるが、先月5月に山梨中央銀行からご連絡があり、今現在固定資産税等で使っているeL-QRコードの導入が進んできたり、あと電子納付が進んできたり、今後対面による納付から非対面による納付に変更している状況で、店頭での取り扱いが少なくなっていく見込みであることから、指定の解除をしたいということでご連絡があった。その旨について担当者の方に確認したが、多摩地域のほとんどの収納代理金融機関になっている自治体に対して同様の連絡をしている状況であるということである。

続いて、5分の3ページ、少し古いが令和5年度の納付状況となっている。一番下に合計があり、山梨中央銀行の納付件数は736件で、窓口での納付件数が約36万件あり、そのうちの0.2%という状況である。上から2行目の市民税（特別徴収）ということで、法人が各自治体に納めるところが多い状況ということで、実質的な利用者数としてはもう少し少ない状況かと思っている。

続いて、5分の4ページになる。本市の公金取り扱い金融機関になる。表の①指定金融機関は三菱UFJ銀行となっている。②の指定代理金融機関ということで、三菱UFJ銀行がもし機能しない場合にはみずほ銀行が代理金融機関として収入と支出の両方を行うということである。③が収納代理金融機関となっており、灰色に色を塗ったところの三井住友銀行等に関しては、eL-QRコードでの納付のみとなっている。山梨中央銀行についても、納付についてeL-QRコードのついた固定資産税や保険税などの納付書では引き続き納付が可能となっている。ただ、山梨中央銀行は今回指定の解除となるので、現在14の金融機関が収納代理金融機関となっているが、来年度令和8年度からは13金融機関となる見込みで

ある。

続いて最後のページ、今後の予定となっている。令和8年3月と記載しているが、まず1番上の広報、公式ホームページ等であるが、こちらは3月と書いてあるが、山梨中央銀行と告知のタイミングを調整しながらであるが、できれば早めに行いたいと思っているので、年内12月ぐらいから告知を実際行つていければと思っている。あと、財務会計システムと納付書の銀行名の記載の削除を3月頃に行い、3月末をもって指定の解除という流れで行いたいと思っている。説明については以上となる。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、協議会事項の17番、常任委員会の2年間のテーマについてを議題とする。

このことについては、前期議会運営委員会からの申し送り事項として、1、常任委員会の2年間のテーマを設定すること、2、各常任委員会の判断で、2年間のテーマを所管事務調査に位置づけること、3、最終的な成果を政策提案に結びつけることが望ましいこと、以上の方針を継続することが6月3日の議会運営委員会で確認されている。したがって、まずはテーマをどうするかを協議し、合意すれば今回テーマを確認し、合意できなければいつ頃決めるか協議したいと思う。

次に、テーマが決まったら、そのテーマを所管事務調査に位置づけるかについて協議したいと思う。よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 それでは、協議会を一旦休憩して意見交換を行いたいと思う。

この際、協議会を暫時休憩する。

午後2時37分休憩

午後2時40分再開

○小林委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

それでは、委員の皆さんとの意見を踏まえ、テーマは、つまり常任委員会としての調査事項は、「少子高齢化時代におけるまちづくり・コミュニティの維持と発展」についてとしたいと思うが、よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 それから、目的についてであるが、多摩市でも、少子・高齢化を背景とした「まちづくり、コ

ミニティ形成」のための担い手不足が大きな課題となっており、その影響は、地域の自治会・町内会や自主防災組織、コミュニティセンターの運営協議会の体制、民生・児童委員の不足などにも及んでいる。市が取り組む解消策である「地域協創」では、既存の自治会、青少年問題協議会などとの関係など、課題も多い。これらの状況を踏まえ、市の所管部署や地域団体などとのヒアリング・懇談などを通じて調査・研究していくことによろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 では、そのようにさせていただく。

次に、所管事務調査に位置づけるかどうかであるが、9月の委員会で改めて協議するということによろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 では、そのようにさせていただく。

次に、協議会事項18番、行政視察についての件に入る。今年度の総務常任委員会の行政視察の実施について協議をしたいと思う。

まず視察の実施の有無について確認し、実施する場合には日程、目的や内容、候補地などを協議したいと思う。

この際、協議会を暫時休憩する。

午後2時42分休憩

午後3時02分再開

○小林委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

委員の皆さんとの意見を踏まえ、視察の日程については、希望日として10月6日から9日まで、予備日として10月14日から16日まで、また10月22日から24日までを予定したいと思う。視察地が決定するまでの間、各委員の予定を空けていただくようお願いする。また、視察の候補地については、最終日まで各委員の提案を受け付けし、各委員から候補地の提案がない場合には正・副委員長に一任ということによろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 では、そのようにさせていただく。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後3時02分再開

○小林委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって総務常任委員会を閉会する。

午後3時03分閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の
規定によりここに署名する。

総務常任委員長 小林 憲一